

# 令和元年玉村町議会第2回定例会会議録第1号

---

令和元年6月5日（水曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和元年6月5日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 報告第 1号 平成30年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 2号 平成30年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 7 議案第31号 玉村町学校教育施設整備基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第32号 玉村町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第33号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第10 議案第34号 玉村町税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第35号 玉村町文化センター条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第36号 玉村町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第37号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第38号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第39号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第40号 財産の取得について
- 日程第17 議案第41号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第18 議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第19 同意第 1号 玉村町公平委員会委員の選任について
- 日程第20 意見第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第21 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	浅見武志君	10番	石川眞男君
11番	宇津木治宣君	12番	石内國雄君
13番	高橋茂樹君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼議事調査係長	岡部敦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

## ○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） おはようございます。

令和元年玉村町議会第2回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、令和元年玉村町議会第2回定例会が招集されましたところ、何かとご多用の中ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長から提案理由の説明がなされますが、議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対し、あらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決を達せられますよう切望するところであります。

また、今定例会には9名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。

梅雨の季節を迎えますが、議員並びに町長を初め執行各位におかれましては、体調には十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。



## ○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年玉村町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第1 諸般の報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。3月から5月に実施されました監査、検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。



## ○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、4番月田均議員、5番渡邊俊彦議員の両名を指名いたします。



## ○日程第3 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る5月29日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） おはようございます。議会運営委員長報告をさせていただきます。

令和元年玉村町議会第2回定例会が開催されるに当たり、去る5月29日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から6月13日までの9日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、報告2件、議案12件、同意1件、意見1件の計16議案を予定しています。

概要につきましては、日程1日目の本日は、各常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。

次に、町長より報告第1号及び報告第2号の2件について報告があります。

続いて、議案第31号及び議案第32号について、それぞれの提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。

次に、議案第33号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第34号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第35号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第36号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、議案第37号から議案第39号までの補正予算関係3議案について一括提案説明があります。なお、議事の進行上、審議は最終日に行います。

続いて、議案第40号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第41号及び議案第42号について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、同意第1号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、意見第2号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程2日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は6人です。

日程3日目は休会となります。

日程4日目及び5日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程6日目は、総務経済常任委員会が開催されます。

日程 7 日目は、民生文教常任委員会が開催されます。

日程 8 日目は、事務整理日のため休会となります。

日程 9 日目は、最終日とし、午前 11 時から議会運営委員会が開催され、午後 1 時 30 分から全員協議会が開催されます。

その後、本議会を午後 2 時 30 分に開議し、委員会に付託された議案第 31 号及び議案第 32 号について、委員長の審査報告の後、質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第 37 号から議案第 39 号までの 3 議案について、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

その後、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和元年玉村町議会第 2 回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から 6 月 13 日までの 9 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から 6 月 13 日までの 9 日間とすることに決定いたしました。



#### ○日程第 4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 4、閉会中における所管事務調査報告について議題といたします。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇〕

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦君） 改めて、おはようございます。総務経済常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

日時、令和元年 5 月 15 日水曜日、午前 10 時から午後零時 10 分まで。全員協議会室で行いました。

本委員会は、5 月 15 日、委員全員参加のもと、所管する総務課の当面の課題について調査をいたしましたので、報告いたします。

調査項目、玉村町の財政状況について。

調査経過、総務課からの説明です。歳入の推移ですが、以下の23年から29年の7年間をあらわしてありますが、以下の表及びグラフのとおりであります。歳入のうち自主財源は、町がみずから徴収または収納できる財源で、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入となっており、収入に占める自主財源の割合が高ければ高いほど自主的な行政運営が行いやすいことになる。本町の自主財源は、平成25年から26年にかけて大きく増加しているが、これは文化センター周辺の住宅開発等の大型事業や大雪被害への対策などに伴い、財政調整基金の大幅な取り崩しを行ったためであり、27年度からはほぼ横ばいとなっている。自主財源の70から80%を占める町税は、景気や人口、税制改正等の影響を受けているもので、25年度以降減少傾向にあったが、28年、29年と増加傾向となっている。増加の要因としては、女性の社会進出や共稼ぎ世帯の増加、本町の立地条件等から納税義務者等がふえ、総所得の増加につながっていると考える。

2、歳出の推移。やはり以下、表及びグラフのとおりであります。歳出における経常的経費は毎年持続的、固定的に支出される経費で、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費となっている。経常的経費は、平成24年度から増加傾向にあったが、特に補助費等の増減により28年度は減少し、29年は若干増加している。内訳としては、人件費や扶助費などの義務的経費を初め、物件費や補助費等が増加傾向にある。特に物件費は24年度以降、学校給食の調理業務委託の開始や文化センター周辺まちづくり事業の構想策定の着手、道の駅玉村宿の運営業務の開始など、委託業務が増加したことなどが要因となり、増加している。また、他団体と比較しても物件費の割合が高い理由としては、本町では小学校区ごとに公立保育所や児童館を設置運営してきたこと等により、臨時職員、嘱託職員が非常に多く、物件費により多くの経費がかかっている。

3、経常収支比率の推移。やはり以下、表及びグラフのとおりであります。経常収支比率は、財政の弾力性を判断するための比率で、経常経費に充当された経常的な一般財源に対する比率で、この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいると言える。経常収支比率は、平成23年度から年々上昇を続けたが、27年度に下降し、以降増減している。分子である経常経費充当一般財源は年々増加傾向にあるが、比率が下降した27年は地方交付税を初め、地方消費税交付金等の各種交付金の伸びが顕著で、3億円以上の収入増があり、4%も下降している。また、28年度は、地方交付税や地方消費税交付金、臨時財政対策債等が減少したため比率が上昇するなど、経常収支比率は収入状況によっても左右されるものである。

経常収支比率が高いと、投資的経費や新規事業に使えるお金が少ないことになり、財政構造の弾力性に欠けていることになるが、本町の29年度の経常収支比率は97.1%であり、県内市町村の平均、市の平均、町村の平均のいずれも上回っている状況で、県内町村で最も高い比率となっており、財政の硬直化が進んでいる状況である。

4、公債費負担比率の推移。以下、表及びグラフのとおりであります。公債費負担比率は、実質的

な公債費負担の状況を知る上で有効な指標で、一般財源総額に占める公債費に充当された一般財源の比率となっている。比率が低いほうが指標の上ではよいことになり、平成28年度には町村の平均値を0.5ポイント上回ったが、29年度には同率となり、全体としては県内市町村や市の平均と比べても低率を示し、県内他市町村と比べると借金返済の割合が少ないと言える。

5、財政力指数の推移。同じく表及びグラフのとおりであります。財政力指数の推移も財政指標の1つで、財政基盤の強さを示すものとして使われる。標準的な行政活動を行うために必要な財源をどのくらい自前で調達できるかをあらわしたものとなっている。毎年度の普通交付税を算定する際にあわせて算出するもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除した3カ年平均で算出される。本町の財政力指数はほぼ横ばいで、平成26年度から0.76となっている。29年度では、県内市町村の平均値を0.01ポイント上回っており、市の平均と比較すると若干下回っているが、町村の平均値よりも大きく上回っており、市並みの財政力となっている。町村と比較すると人口も多く、企業も多いため、市並みに税収等が豊かで、財政力が高い状況と言える。

6、地方債現在高の推移。以下、表及びグラフのとおりであります。地方債現在高については年々増加してきたが、平成27年度をピークに減少傾向となった。増加した要因として、道の駅玉村宿や第4保育所の建設、中央小学校の大規模改造工事や小中学校のエアコン導入など、大型事業を実施したことなどによるが、過去に借り入れた地方債の償還終了等により、その他の建設地方債については減少傾向にある。本年度予算では、公債費、借金返済額は9億1,000万円に対して、地方債発行予定額は5億5,800万円となっており、本年度末も減少する見込みとなっている。地方債現在高のうち交付税の振りかえである臨時財政対策債が多く占め、29年度決算においては全体の64%を占めており、町の純粋な借金は36%となっている。

7、積立金残高の推移。やはり表及びグラフのとおりであります。一般会計積立金残高は、平成25年度までは横ばいとなっている。26年度に大幅に減少し、その後も減少が続いている。26年度には、文化センター周辺の開発事業や100年に1度と言われた大雪被害の支援等により、財源不足に伴う財政調整基金の取り崩しを行い、大幅に減少した。その後も道の駅玉村宿や第4保育所の建設、中央小学校の大規模改造工事、小中学校へのエアコンの導入など大型事業が続いたこと、また毎年度予算編成を行うに当たっては、収支の均衡を図るため不足する財源確保として取り崩しを行っており、年々減少を続けている。本年度末の財政調整基金は12億2,400万円程度を見込んでいますが、年度末の補正予算等により減額補正となれば、その分ふえる見込みとなっている。

8、今後の財政状況の見通しについて。一般会計の基金のうち、ふるさと創生基金については花火大会やふるさとまつり、産業祭、町民体育祭に取り崩して充当しているが、基金残高の減少が続いている。本年度も2,350万円の取り崩し予定であり、本年度末現在の基金残高は3,236万8,000円の見込みとなっている。令和3年度以降については、一般財源により手当しなければならぬ状況となっている。財政指標から、他の自治体と比較すると本町は借金が少なく、財源も豊か

で、財政状況は一般的に良好な状況と言えるが、財政調整基金からの取り崩しを見込まなければ、毎年の予算を組むことができなくなっている。平成30年度及び31年度の取り崩しは、それぞれ予算では5億円、2億円となっているが、これは文化センター周辺の開発事業から土地の売り払い代金を見込めたためであり、実質的には7億円超の財源不足となっている。さらに、今後も人口減少や高齢化社会の進行により、社会関連費の増加、公共施設の老朽化への対応が必要となる。

最後に考察といたしまして、今回玉村町の財政状況について調査を行った。財政力指数や公債費負担比率については良好な数値であったが、さまざまな行政ニーズに対応するため、各種事業の実施により経常収支比率は高率化し、財政調整基金も大幅に減少している状況であった。少子高齢化や公共施設の老朽化への対応、社会保障関連経費の増加など、歳出の増加は避けられないことから、現在町は未来への投資として定住促進や産業団地の開発を行っているが、今後も積極的に、かつ新たな取り組みにより、税収等の一層の確保に努められたい。

健全な財政運営を行うためには、収入と支出のバランスのとれた施策が必要であるが、厳しい財政状況を理由に、削減を主体とした町の取り組み強化は町の衰退を招くものであるため、我々議会としても将来を見通した財政運営や財政指数の動きに注視しつつ、活性化を主体とした取り組みの強化を求めるものであり、町民のための議会であることを常に意識し、議会の監視機能の充実と活性化により主体的な役割を果たしながら、議会としてチェック機能を高めてまいりたい。

以上、所管事務調査といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

柳沢浩一民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇民生文教常任委員長（柳沢浩一君） それでは、私のほうから民生文教常任委員会所管事務調査報告を申し上げたいと思います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

まず、日程ですが、平成31年4月10日。

視察地は、ツネイシカムテックス株式会社、そしてもう一方、株式会社ウム・ヴェルト・ジャパンという、この2つの場所を視察いたしました。

調査事項については、玉村町から排出される廃棄物のリサイクルについて、その委託先について調査をしました。

出席委員、随行者、対応者等については参照いただきたいと思います。

調査経過であります。ごみ処理は自治体の重要な責務であり、各自治体はごみの減量化や資源化を進めている。本町においても、ごみの分別収集の徹底や排出規制、リサイクルの推進などに取り組んでいるが、廃棄物の埋め立ては依然として少なくない現状であり、廃棄物減量対策として町は蛍光

管の資源化業務を委託している。また、平成30年度より焼却灰の一部資源化についても委託を開始した。そこで、町が焼却灰及び蛍光管の資源化を委託している彩の国資源循環工場リサイクル施設を視察したところであります。

場所は、埼玉県の寄居町であります。埼玉県環境整備センター内にある彩の国資源循環工場は、民間の再資源化施設8社、製造施設4社から成る公共関与による全国初めての総合的資源循環型モデル施設である。常に県の職員が常駐し、また寄居町長より任命された180人の住民から成る監査組織が、においや騒音など各種数値について抜き打ちで調査をしている。大変厳しい監視をしている施設であります。

次に、ツネイシカムテックス株式会社について、これは市町村や民間焼却施設から排出される焼却灰を摂氏1,000度で焼成処理を行い、無害化し、人工砂にリサイクルをしている。人工砂は、下層路盤材や雑草抑制資材として有効活用されており、安定した販売先を確保している。これまで埋め立て処分が主であった焼却灰をリサイクルすることにより、最終処分場の延命化に貢献をしている。処理対象物については、焼却灰、ばいじん、また産業廃棄物、燃えがら、汚泥、鉍滓、ばいじん等の処理をしております。受け入れ処理能力等については参照いただければと思います。

工程ですが、受け入れた焼却灰は、密閉された受け入れピットで保管された後、破碎や選別により不純物を除去する。ロータリーキルンで摂氏1,000度の焼成処理を行い、ダイオキシンなどの無害化を行う。3、焼成物を冷却し、細かく粉碎をする。粉碎品に水とセメントを加え、造粒機で人工の砂を生産する。

そして、環境や安全への主な取り組みでありますけれども、密閉性の高い運搬車両で搬入をし、シャッターやエアカーテンなどで臭気や粉じんの飛散を防止いたしております。以下は見ていただきたいと思っております。

効果と課題。搬入された焼却灰は、ほぼ全量が有価売却され、資源化率の向上及び最終処分率の低減につながっている。また、廃棄物を無害化するので、自治体の排出責任はなくなる。再度高温で焼却するため、埋め立てよりも費用がかかるという点があります。

次に、ウム・ヴェルト・ジャパンについてであります。会社の概要についてはごらんをいただき、玉村町では蛍光管のガラスの処理を委託いたしております。処理能力については、1日11トン、主な製品はガラスガレット、金属、用地の面積は約1万平米余りであります。

工程につきましては、専用リサイクルボックスで回収した蛍光管を人力で洗浄する。2、蛍光管ガラスを破碎し、口金部分とガラス部分に分離し、破碎したガラスをミキサーで攪拌する。破碎ガラスに熱を加え、水銀をガス化し、抽出したガスを水槽で冷やし、水銀のみを分離する。そして、水銀を取り除いたガラスは大きさごとに、口がね等の金属部分は種類ごとに選別をするということになります。

環境や安全への取り組みについては、3番以下のとおりであります。

効果と課題。蛍光管は、有害な水銀を含め、ガラスや金属素材としてリサイクルされ、埋め立てによる環境汚染を防ぎ、資源化率の向上につながっている。安全性の確保のため、運搬や処理費用がかかる。これは当然であります。

考察。玉村町から排出される焼却灰及び蛍光管の資源化を行う彩の国資源循環工場のリサイクル施設を視察し、事業について説明を受けた。視察した2施設では、さまざまな安全対策や高度な技術により廃棄物等を無害化し、新たな製品の素材へとリサイクルをしていた。その工程は多岐にわたり、想像以上に大変な作業と感じたが、こうした取り組みにより町民の暮らしが支えられていると実感をしたところであります。以下、ご参照をいただければと思います。

以上をもちまして所管事務調査といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 報告第1号 平成30年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第6 報告第2号 平成30年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第5、報告第1号 平成30年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてと日程第6、報告第2号 平成30年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、これより2件を一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） おはようございます。令和元年玉村町議会第2回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

平成という1つの時代が幕を閉じ、5月1日より令和元年が始まりました。そして、令和という新しい時代の幕開けにふさわしい一大イベントとして、町では先月16日と17日に第28回ばら制定都市会議ばらサミット in たまむらを開催いたしました。サミットには、加盟都市18市町と来場者約580人の参加により成功裏に終えることができました。これもひとえに議員の皆様を初め多くの方々のご理解とご協力によるものであり、この場をおかりして改めて感謝を申し上げます。町としては、これを契機にバラと花と緑あふれるまちたまむらをつくっていききたいと思っておりますので、引き続きご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、本定例会は本日より開会し、6月13日までの9日間、16議案につきまして提案させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

また、一般質問では、9人の議員から町政全般について質問をいただいておりますが、誠心誠意議

論を尽くしてまいりたいと存じますので、あわせてよろしくお願い申し上げます、説明に入らせていただきます。

報告第1号 平成30年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、平成30年度補正予算で繰越明許費として議決された事業について、令和元年度へ繰り越すべき事業費並びにその財源が決定しましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、民間保育所等改修補助事業、民間放課後児童クラブ整備補助事業、勤労者センター土地購入事業、町道103号線道路改良事業、文化センター周辺まちづくり事業の5事業で、繰越総額は1億4,568万800円でございます。

次に、報告第2号 平成30年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定により行うもので、平成30年度から令和元年度へ繰り越すべき事業の繰越額及び財源内訳が決定したので、報告するものでございます。

該当事業は、資本的支出における2系ろ過池更新工事で、繰越額は2,808万円で、財源の全額が当年度損益勘定留保資金でございます。

以上、ご報告申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で繰越明許費繰越計算書の報告を終了いたします。



## ○日程第7 議案第31号 玉村町学校教育施設整備基金条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第7、議案第31号 玉村町学校教育施設整備基金条例の制定について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第31号 玉村町学校教育施設整備基金条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、南幼稚園の玉村幼稚園への統合による南幼稚園園舎の財産処分手続に伴い、玉村町学校教育施設整備基金を設置するものでございます。

概要を申し上げますと、南幼稚園の園舎は平成7年度に国の補助事業を活用し、整備したものです。このたび平成31年4月1日に社会福祉法人梅檀双葉会に譲渡されましたが、園舎の処分制限期間が40年のところ経過年数が23年であり、また有償による譲渡であることから、原則として国庫への補助金返還が必要となります。しかしながら、文部科学省では、既存施設の有効活用を推進する観点から、公立学校施設に係る財産処分手続を大幅に弾力化、簡素化してきており、学校施設の整備費用に充てるための基金を設置して、国庫納付相当額を積み立てることにより補助金返還が不要となるた

め、玉村町学校教育施設整備基金を設置し、基金として積み立てるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、議案第31号 玉村町学校教育施設整備基金条例の制定については、民生文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は民生文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



## ○日程第8 議案第32号 玉村町森林環境譲与税基金条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第8、議案第32号 玉村町森林環境譲与税基金条例の制定について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第32号 玉村町森林環境譲与税基金条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されることに伴い、玉村町森林環境譲与税基金を設置するものでございます。

森林環境譲与税につきましては、令和元年度より譲与が開始されます。その用途については法律で定められており、森林の間伐、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進及び普及啓発等の森林整備でございます。そのため玉村町森林環境譲与税基金を設置し、森林環境譲与税を計画的かつ柔軟に予算執行するものでございます。

なお、森林環境税については、令和6年度から賦課徴収が行われ、その収入額に相当する額が森林環境譲与税として当町に譲与されますが、令和5年度までについては暫定的に国の譲与税特別会計における借入金で充当される予定です。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第8、議案第32号 玉村町森林環境譲与税基金条例の制定については、総務経済常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務経済常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



## ○日程第9 議案第33号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第9、議案第33号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第33号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことに伴い、それに関連する玉村町の報酬を改正するものでございます。

改正内容につきましては、投票管理者等の報酬について、物価の変動等を踏まえ、国が地方公共団体に交付する基準額を引き上げたことに伴い、玉村町の報酬額についても国の基準と同額に改正するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第10 議案第34号 玉村町税条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第10、議案第34号 玉村町税条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第34号 玉村町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日付法律第2号で公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正は、軽自動車税に関するものであり、自動車メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における環境性能割の賦課徴収の特例を定めるほか、消費税引き上げの対応として、特定期間における環境性能割の非課税及び軽減、日本赤十字社が所有する軽自動車に対する環境性能割の非課税範囲の特例、初回車両番号指定を受けた場合の種別割の軽減等を定めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第 1 1 議案第 3 5 号 玉村町文化センター条例の一部を改正する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 1 1、議案第 3 5 号 玉村町文化センター条例の一部を改正する条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 3 5 号 玉村町文化センター条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成 3 1 年第 1 回定例会において、消費税の改正に伴い文化センターの使用料を改正するため、玉村町文化センター条例の一部を改正する条例を提案し、ご議決いただきましたが、その内容について一部誤りがありましたので、当該箇所の改正をさせていただくものでございます。

改正内容につきましては、別表第 1 における金額 2 カ所の修正と、利用区分において「土曜」を「土曜・日曜・休日」に改めるものでございます。

なお、平成 3 1 年第 1 回定例会でご議決いただいた玉村町文化センター条例の一部を改正する条例は、本年 1 0 月 1 日からの施行となっており、本案の改正により、修正された後の使用料が 1 0 月 1 日から施行されることとなります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第 1 2 議案第 3 6 号 玉村町介護保険条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 1 2、議案第 3 6 号 玉村町介護保険条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 3 6 号 玉村町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付で介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布され、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、改正の必要が生じたものでございます。

法改正の概要につきましては、令和元年 1 0 月 1 日の消費税率 1 0 %への引き上げにあわせて、所得の少ない第 1 号被保険者に対する介護保険料の軽減強化を行うものでございます。所得段階が第 1 段階の方は、平成 2 7 年 4 月 1 日から既に保険料軽減を一部実施していますが、軽減割合を増加するとともに、第 1 段階のみであった軽減対象者が第 1 段階から第 3 段階までの対象者に拡大されます。

具体的には、保険料基準額に対する割合を第 1 段階については 0. 4 5 から 0. 3 7 5 に、第 2 段階は 0. 7 から 0. 5 7 5 に、第 3 段階は 0. 7 5 から 0. 7 2 5 に軽減します。そのため年間保険料額が、第 1 段階は 3 万 7, 1 0 0 円から 3 万 9 0 0 円に、第 2 段階は 5 万 7, 7 0 0 円が 4 万 7, 4 0 0 円に、第 3 段階は 6 万 1, 8 0 0 円が 5 万 9, 7 0 0 円にそれぞれ減額となります。減額した額の総額は公費で負担し、負担割合は国が 2 分の 1、県と町がそれぞれ 4 分の 1 ずつとなります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 3 議案第 3 7 号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号）

○日程第 1 4 議案第 3 8 号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 1 5 議案第 3 9 号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 1 3、議案第 3 7 号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号）から日程第 1 5、議案第 3 9 号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）までの 3 議案を一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1 3、議案第 3 7 号から日程第 1 5、議案第 3 9 号までの 3 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 3 7 号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2億2,475万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を111億6,975万7,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず総務費では市町村振興協会魅力あるコミュニティ助成事業及び一般コミュニティ助成事業について事業採択されましたので、それぞれ八幡原地区及び下之宮地区の地域コミュニティ活動に必要な備品等の購入費用として追加を行うものでございます。

また、選挙費では、国において投票管理者等の報酬単価の見直しが行われましたので、単価の改定等を行うほか、法律改正に伴う基幹業務総合情報システムの改修費や障害者福祉センターのばら及び老人福祉センターの指定管理期間満了に伴い、公募による業者選定を行うため、委員報酬の追加等を行うものでございます。

なお、基金費では、森林環境譲与税の創設に伴い、森林環境譲与税基金を創設し、譲与税額の積み立てを行うほか、南幼稚園園舎の財産処分に伴い、学校教育施設整備基金を創設し、国庫金返還相当額の積み立てを行うものでございます。

次に、民生費では、消費税率の引き上げに伴う国の施策として、低所得者及び子育て世帯に対するプレミアムつき商品券事業に必要な経費を追加するとともに、介護保険特別会計への繰出金では、同様に消費税率の引き上げに伴う介護保険料軽減強化に係る公費負担分等の繰り出しを行うものでございます。

衛生費では、緊急風疹対策として、新たに抗体検査及び予防接種に必要な費用の追加を行うものでございます。

また、土木費では、協働管理を行う五料公園に芝生等の管理用器具を収納する倉庫を設置するとともに、消防費では国庫補助を活用し、消防団の災害対応力の向上を図るため、全分団にトランシーバーの整備を行うものでございます。

以上が主な補正内容となりますが、これらの事業の財源といたしましては、各事業の執行に伴う国県支出金等のほか、前年度繰越金を予定しております。

次に、議案第38号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に14万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億1,292万8,000円とするものでございます。

補正の内容ですが、歳出の増額分として、基幹業務総合情報システム改修に伴う国民健康保険システム改修費用として14万9,000円増額するものでございます。

次に、歳入ですが、システム改修費用に対する県補助金として、歳出と同額の14万9,000円を増額するものでございます。

次に、議案第39号 令和元年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に48万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億7,054万円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では介護報酬改定等に伴うシステム改修事業費が国庫補助対象となるほか、消費税率10%への引き上げに伴い、介護保険料の軽減強化が実施されるため、減額賦課により減収となる1,387万円を保険料から減額し、保険料減額分と総務費の増額による負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

また、歳出では、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業の実施に伴い、総務費を総額で48万5,000円追加するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

なお、3議案の審議は、2つの基金条例と一般会計補正予算、一般会計補正予算と2つの特別会計補正予算、それぞれ関連がありますので、最終日に行います。



## ○日程第16 議案第40号 財産の取得について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第16、議案第40号 財産の取得について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第40号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、現在庁舎内外で職員が事務用で使用する内部情報系システムのパソコン及びソフトウェアが老朽化したため、入れかえるものです。

内訳としまして、ノートパソコン57台となります。特命随意契約により、群馬県桐生市広沢町3丁目4025番地にある株式会社両毛システムズ代表取締役社長、秋山力から799万2,000円で購入するものであります。

本財産の購入により、内部情報系システムの安定稼働及び業務の効率化、さらには住民サービスの向上に努めてまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） パソコンの機器につきましては購入ということで、ソフトウェアの購入ということ。それで、以前にもリースでできないかということ、そういう話も随分出ていたかと思えます。リースでは難しいということで買い取りということになると思うのですけれども、この買い取ったときに今まで使っていたパソコンはどのようになるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 使用済みのパソコンなのですが、一部は予備機といたしましてしばらくとっておきます。ほかの機械に不備があったときに予備ですぐ使えるようにということでとっております。また、それ以外のものにつきましては、内部に1度保存した情報が抜き取られることのないように壊して、情報が取られないようにして、そのパソコンについては無償で処理をしていただいております。

◇議長（高橋茂樹君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） ということは、破棄するということですね、パソコン自体を。なるほど。わかりました。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 町にとりましては破棄というような形になるのですが、場合によりましては一部リサイクルされている可能性はございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第17 議案第41号 損害賠償の額を定めることについて

○日程第18 議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第17、議案第41号 損害賠償の額を定めることについてと日程第18、議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについての2議案を一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第17、議案第41号と日程第18、議案第42号の2議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第41号 損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成31年3月15日午後零時30分ごろ、玉村町女性防火クラブ員が行事前に寄った昼食場所下車する際に、車のドアを大きくあけたことにより、隣に駐車していた相手方の車体に接触して傷つけてしまったため、議案書に記載の損害賠償の額を相手方に支払うものでございます。

なお、支払いについては、町が加入している保険会社から相手方に直接支払われます。

次に、議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。本案は、平成31年3月13日午前11時55分ごろ、職員が公用車で出張先に向かう途中、施設から左折して道路に出る際、右折で進入してくる相手方の車と接触し、お互いの車体が傷ついてしまったものでございます。その後、保険会社において相手方と協議し、議案書に記載の損害賠償の額を相手方に支払うものでございます。

職員の公用車運転中の事故につきましては、注意喚起をするなど再発防止に努めてまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

次に、日程第17、議案第41号 損害賠償の額を定めることについて、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第19 同意第1号 玉村町公平委員会委員の選任について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第19、同意第1号 玉村町公平委員会委員の選任について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第1号 玉村町公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

本案につきましては、公平委員会委員であります石関榮氏が、6月30日をもって任期満了となることから、引き続き公平委員会委員として選任いたしたくご提案させていただくものでございます。

石関氏の人柄は、公平かつ高潔で、収入役や助役の経験を生かし、平成27年7月から公平委員を務めていただいております、今後も公平な審査を行っていただけたらと考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



## ○日程第20 意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第20、意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について提案説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することとなっております。

意見第2号で推薦させていただきました羽鳥誠氏におかれましては、山津千恵子氏が令和元年9月30日をもちまして任期満了し、退任となることから、後任として推薦するものでございます。

羽鳥氏は、長らく佐波伊勢崎農業協同組合に勤務されておりました。休日には、スポーツ少年団での指導者として活動されたり、現在は交通安全協会と農業委員会で活躍されております。地域の信望も厚く、人格、識見高く、人権擁護委員として適任者であると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。10時40分に再開します。

午前10時18分休憩

午前10時40分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇

## ○日程第21 一般質問

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第21、一般質問を行います。

今定例会には9名の議員から通告がなされております。

## 一 般 質 問 表

令和元年玉村町議会第2回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 玉村町の河川、水路、排水路等の水質について 2. 新技術・新製品開発の支援の効果について 3. 今年、麦秋の郷の旗の数が少ないのでは 4. 特定外来生物、オオキンケイギクが町の中に咲いているが	月 田 均
2	1. B R T（バス高速輸送システム）の導入に伴う町の対応について 2. 滝川周辺的环境整備について 3. 健康保険証の様式について	石 内 國 雄
3	1. リサイクルを推進しごみの減量化を 2. 小規模企業振興条例の策定で地域経済の振興を 3. 災害時緊急避難場所の確保を 4. 余裕教室を利用した放課後児童クラブの推進を	宇津木 治 宣
4	1. 玉村町の財政再建の今後の展開は 2. 通学路の再点検を求む 3. 町民参加型のまつりについて	三 友 美 恵 子
5	1. 「自治まちづくり広場」について 2. 広報・広聴機能の充実について 3. 老人クラブ（長寿会）活動助成事業について	新 井 賢 次
6	1. 女性管理職の積極的な登用を 2. 下水道に関する負担金について、説明を求める 3. 財政健全化はできるのか 4. 会計年度任用職員制度について	柳 沢 浩 一
7	1. 地域生活拠点整備事業等の障害者（児）の支援対策について 2. 町道の遊休道路（仮称）の現状を伺う	小 林 一 幸
8	1. 新しい事業の取り組みについて	浅 見 武 志
9	1. 主権者教育への一段の踏み込みを 2. 教職員の労働時間把握と対応について 3. 町内企業の展開要望に応える態勢をつくれぬか	石 川 眞 男

---

◇議長（高橋茂樹君） 初めに、4番月田均議員の発言を許します。

〔4番 月田 均君登壇〕

◇4番（月田 均君） おはようございます。議席番号4番の月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

先日の27日、私のフェイスブックにおめでとうございませうという書き込みがございました。何だと思つたら、私の誕生日のお祝いでした。誕生日をうっかり忘れていましたけれども、でもこの年になってお誕生日おめでとうというのと、やはりそれなりにうれしかったというところですよ。特に若い子から、「月ちゃん、お誕生日おめでとう」と書き込みがあったときはうれしくなりました。世の中、私だけではなくて、元号が新しくなつて、何かおめでたい気分でした。私は、令和ラーメンなるものを食べてきました。

アメリカからは大統領が来日し、26日には相撲観戦、27日の夜には宮中晩餐会が行われました。日本中がお祝いムードでした。ところが、28日の朝、とんでもないニュースが入ってきました。川崎で通行人が襲われている。けが人が多数出ており、心肺停止の人もある。そんな話でした。その後の情報では、死傷者が20人近く、亡くなられた方が2人、小学生の女の子と働き盛りの男性ということで、心が痛む思いでした。お祝いムードどころではなくなつてしまいました。改めて安心安全の大切さを感じたところですよ。今回の一般質問、安心安全の項目とは少し異なりますが、私たちの生活を行つていく上で大切なことを聞きたいと考えております。

質問は4項目、当初他の質問事項もありましたが、議長の指導により4問になりました。じっくり質問していきたいと思つます。

まず、第1の質問、玉村町の水質についてお伺いします。玉村町は、利根川と烏川、そして他の複数の農業用水路があり、水に恵まれた環境にあります。その恵まれた環境を将来に引き継いでいくために活動中と思つますが、現在玉村町を流れる河川、農業用水、農業排水路、家庭排水路、県央浄化センターの水質はどのようになっていますか。また、どのように評価していますか。

第2の質問。新技術・新製品開発推進事業として交付金を交付しています。企業の開発力向上に役立つものとして考えていますが、どのようなものが開発され、どの程度売り上げに貢献していますか、お聞きします。

第3の質問。5月下旬、緑色だった麦畑が黄色に変わります。玉村町は、麦秋の季節になります。町のあちこちに麦秋の旗が立ち始めます。黄色になつた一面の田んぼを見ると心が和みます。先週の土曜日、下之宮の田んぼの中で三脚を構えたカメラマンに出会いました。昨日からNHKのテレビ番組、火野正平の「こころ旅」で群馬県が放送されていますが、玉村町の軍配山の周辺の麦秋の郷が放送されるかもしれません。期待しています。

ところで、ことしは麦秋の旗が少ないように感じます。どのような取り組みを行いましたか。

第4の質問。昨年9月の議会の際に特定外来生物オオキンケイギクが町の中に咲いていることを指摘しました。特定外来生物は、自然環境に悪影響を及ぼすため、栽培や移動が禁止されています。ところが、ことしも道路の端で見かけます。この花は、黄色のコスモスに似ていることや、環境への影響が余り周知されていないため、住民の自発的な駆除は余りなされていないように感じます。町の対応をお聞きします。

以上で第1回目の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 月田均議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、玉村町の河川、水路、排水路等の水質についてお答えいたします。町内の河川や水路の水質につきましては、測定地点や測定時期、測定時の水量などの要因によりばらつきがありますが、環境基準値と比較して問題があると判断される数値は観測されておりません。家庭からの排水につきましては、下水道へ接続しているか、浄化槽を設置し、排水路に放流している家庭が約99%となっています。浄化槽の運用基準につきましては、浄化槽法で定められており、浄化槽の保守点検は年3から4回、清掃と定期検査は年1回受けることが義務づけられております。浄化槽設置者が点検、清掃、検査を定期的に受検することで、家庭からの排水が水質の基準を満たすことにつながっております。

県央浄化センターからの放流水につきましては、県央浄化センターで定期的に水質調査を行っております。現在公表されているデータは、平成29年度分までとなっており、測定項目のうち最も一般的な水質指標の1つであるBODという指標について見ると、現在まで規定値を超えるような数値は観測されておりません。これらにより、玉村町の水質環境につきましては、国の環境基準等を満たしており、良好な環境を保っていると考えております。

次に、新技術・新製品開発の支援の効果についてお答えいたします。玉村町ぐんま新技術・新製品開発推進補助金につきましては、中小企業者が行う新製品または新商品の開発に要する経費について、玉村町及び群馬県が連携して補助金を交付することにより、中小企業者の開発意欲を助長し、もってその競争力の強化及び発展を図ることを目的として実施しております。補助金額につきましては、企業の負担額が20万円以上であることを要件として、補助金の上限額40万円を玉村町と群馬県からそれぞれ交付することとしておりますので、最高で80万円の補助金が中小企業者に交付されることとなります。補助金交付の実績につきましては、平成23年度から事業を実施しており、平成30年度までの総数といたしまして交付件数が12件、交付金額が410万4,000円という状況です。

事業の効果につきましては、補助金の交付を受けた中小企業者により状況はさまざまですが、医療現場における感染事故を防止する設備を開発した事業者においては特許の取得を実現されており、今後の売り上げ増加が期待されております。また、食品の新商品を開発した事業者においては、テレビでその商品が取り上げられ、県内のサービスエリアや道の駅等でその商品の販売が始まっております。

す。今後も群馬県と連携を図りながら、町内中小企業者の競争力の強化及び発展に資することができるよう、支援を行っていきたいと考えております。

次に、麦秋の郷の旗についてお答えいたします。5月中旬以降、町内の水田では麦が黄金色に色づき、麦秋の風景を見ることができます。麦秋の郷については、耕作放棄地の解消、農地保全、麦の作付奨励等の観点から農業委員会で取り組んでおり、ことしはのぼり旗を更新して、農業委員さんを中心にお一人当たり4本を圃場に立てていただけるようお願いをしたところでございます。

なお、旗を立てる場所については、交通の妨げにならないように、交差点の角はやめていただき、なるべく農地の内側に立てるようにお願いしております。旗の本数につきましては、ことしは78本で、昨年の96本より少なくなっておりますが、交通の妨げにならない範囲において視覚的な効果が得られるよう努めてまいります。

玉村町は二毛作地帯であり、夏は水稲、冬は麦類の作付が盛んに行われています。今の時期の麦秋の光景は、二毛作地帯である玉村町の特色であり、町内外に誇れる風景であると考えております。農業委員会では、町のホームページを通じて麦秋の郷について今後も発信していくとのことです。町といたしましても、農業振興、地域振興、観光などの観点から、町内外の方々に麦秋の郷をPRしていきたいと考えております。

次に、特定外来生物オオキンケイギクについてお答えいたします。特外来生物であるオオキンケイギクにつきましては、現在日本全国に分布しており、町内でも多数の場所で生息が確認されております。群馬県によれば、県内において在来種への生態系被害の報告はないとのことですが、オオキンケイギクは5月から7月にかけて開花の時期ということもあり、最近になって市町村からの問い合わせがふえてきているとのことであります。

オオキンケイギクは多年草で、繁殖力が強く、根や種子が残っていると翌年も生えてきてしまうことから、駆除を行う際には根ごと引き抜いたり、種子が飛び散らないようにしたりするなどの注意を払う必要がございます。オオキンケイギクの生息エリアを広げないためには、継続的に駆除を続けることが重要であります。そのためには住民の協力が不可欠ですので、駆除の協力を広報、町ホームページで呼びかけてまいります。また、地域のミニ公園の管理を委託している行政区や道路等の除草を委託している業者に対してもオオキンケイギクの駆除をお願いするなど、継続的な駆除に努めてまいります。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、自席から質問させていただきます。

水質の件ですが、良好なものだという判断ですが、私がどの程度良好かというので、自分でいろいろ試験をしてみたのです。まず、一番簡単なのは、水の色です。色がどうかということで調べてみました。6種類考えたのです。1つは水道の水です。これは非常に透明度が高いと。あとは、利根川の

水です。あとは、うちのほうには農業用水が入っていて、一番そのもとが榎町の水門のところですか。だから、その滝川の水、その3種類と、あと汚れているのではないかなということで考えたのが、1つはさっき言った下水道は県央浄化センターの排水です。あと、農業用水の一番末端のところ、あとは我々住宅から流れている下水ということで調べたのですが、やはり色から見ると当然水道水が非常に透明なのです。利根川の水です。私、下之宮の裏なのですが、それも比べてみると、ガラスの容器に入れて見たのですけれども、結構色が白くて、間違っただけで飲んでしまうかもしれないなという感じがしました。あと、滝川のところですか。榎町のところなのですが、水が堰から落ちている水は結構色がついていたのですが、実際にこのガラスに入れてみるとそんなに色がついていないと。ちょっとついているぐらいだったのです。あと、県央浄化センターの排水です。それは、小泉のところにあるのです。それが利根川に流れ込んでいるのですが、その水というのを見たのですけれども、これはちょっと色がついているかなというところですか。あと、農業排水路ということで、東部スポーツ広場の中に農業用水の排水が流れていまして、そのところを見ると結構茶色になっているというところですか。あと、私下之宮なのですが、うちの裏に平成のバブルのときにできた住宅が100軒ぐらいあるのですが、そこから流れてくる水を見ますと、結構白くなっているということなのです。やはり色で結構判断できるのかなという感じがしました。

やっぱりいい順からすると、水道、利根川、滝川、県央浄化センター、農業用排水、うちの辺の下水ということで差が出たのですけれども、色もいいのですけれども、もう少しデジタル式にできないかということで考えたのです。随分、もう20年以上前なのですけれども、うちの子供が夏休みの自由研究でコーヒーの濾紙があります。あれに水を通して、その水のよさを調べていたことがあるのです。下之宮の水道、利根川の水も見たいし、渋川市の辺です。あの辺は結構かなりいいのです。もっと下のほうに行くと、千代田町のほうに行くと何種類かを見たのですけれども、やはり濾紙で結構判断できるなというのが見ていてわかりやすいなと思っていたので、ちょっとまねをしてやってみました。

まず、コーヒーの濾紙を入れて、500ccの水をだらっと垂らして、その時間を見たのです。どのくらいかということなのですけれども、上下水道課長、どのくらいで流れたと思いますか、流れ切ったと思いますか。アバウトでもいいのですけれども。10秒とか20秒とか1分とか2分とか、そういうのでいいです。

---

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午前10時59分休憩

---

午前10時59分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

---

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） 1分から10分ぐらいかなと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 突然質問して答えられないというのはわかりますけれども。

私が測定したのですけれども、45秒でぎあっと流れ切りました、水道水は。利根川の、私は実は子供のときにそこでよく泳いでいたところなのですけれども、そこが1分25秒なのです。次に、榎町の滝川のところが1分35秒、県央浄化センターが1分44秒、東部スポーツ広場の農業用排水路が1分57秒ということで、水道水だと1分切ってくると。それ以外のところだと1分台、2分を切ってくるという感じだったのです。

ところが、下水です。これは、先ほど話をしましたように、うちの裏に100軒ぐらいうちがあるのですが、その下水、浄化槽が入っているはずなのだけれども、それがずっと流れてきたところを見ると、実は10分たっても流れ切らないということだったのです。ちょっと異常な数字なのですけれども、私はきれいだと思っていたのですけれども、きれいではないなというので、自分で反省しているのですけれども、これに関してはもしこのデータを聞いたときに、町として何が原因だと感じますか、これ。できれば上下水道課長にお聞きしたいのですけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 月田議員、質問の先は上下水道課長指定ですか。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） ほかの方でもいいです。

◇議長（高橋茂樹君） 今の質問、上下水道課長、答弁できます。

〔「休憩中でしたら」の声あり〕

---

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午前11時1分休憩

---

午前11時1分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

---

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 今の質問を環境安全課長、お願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） ご質問にお答えいたします。

月田議員がいろいろな道具を使って、町の水質のほうを調べていただいたということには感謝申し上げます。ありがとうございます。そのコーヒーのフィルターを通して水が落ちるお時間をはかっていたいて、もちろん水道水が一番早く落ちるといのは想像の中ではあるのですが、下之宮、小泉のみつわ団地の排水が一番長くかかったということなのではあるのですが、ちょっと私もその水の注ぎ方ですとか、フィルターの状況ですとか、そういったものが要因の中にも入っているのかなというふうにも思いますけれども、確かにみつわ団地はもう大分古い団地になりますので、浄化槽の性能も落ちている部分も大分あるとは思いますが。ただ、浄化槽法で浄化槽の設置者は年に3回程度は浄化槽の点検を行っているはずですので、きちんとした点検をして、その値を設置者の方が見ていただいて、適正な管理をしていただければ、水質のほうはよくなっていくと思います。また、下水道に接続するであるとか、古い単独の浄化槽を合併浄化槽にさせていただくという部分で水質のほうは浄化されると思うのですが、いずれにいたしましても町として、また県としても水質の維持管理に関しては心を砕いているという部分がありますので、古い浄化槽を設置されている方に対しては、関係課等と連携をしながら下水道の接続を呼びかけていくなどして、水質の浄化には努めてまいりたいというふう考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 試験の仕方に関しては、ばらつきがないように非常に注意しました。特にごみとかそういうのは、大きなごみはとって、金魚をすくう網を通してからやったので、そういったばらつきは少ないかと思うのですが、私もちょっと驚いたのです。

実は、浄化槽の検査記録というのが来るのです。私は今まで一度も見たことがなかったのですが、5月31日に来たのをたまたま来まして、私が見ました。私の浄化槽は合併浄化槽だと思って自信を持っていたのですが、見たら単独浄化槽ということでショックを受けたのですが、よく考えると平成13年までは単独ということで、少なくともうちの裏にある100軒の住宅は全部単独ではないかと思いました。そうしますと、単独浄化槽と通常の合併浄化槽ではどのくらい差があるかという、何か物の本によると8倍汚いということです。確かに1桁違う。うちの裏の住宅は1桁違う汚水を、浄化槽はしているのです。検査はちゃんとしていると思うのですが、その量を流しているということで、今先ほど課長さんが言いましたように、早くということだったので、今接続率は8割ぐらい県央浄化センターにつながっているということを知ったのですが、残りの2割のうちの合併浄化槽と単独浄化槽というのはどのくらいの割合になっているのですか。だから、合併浄化槽ならいいけれども、単独浄化槽はまだ2割のうち相当量あるのかなという感じがしたので、その辺はわかりますか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

こちら、町ではそういった許可のほうをしている許可権限がありませんので、そちらは県のほうがやっております。中部環境事務所に確認をいたしました。単独浄化槽と合併浄化槽の設置割合、中部環境事務所に確認しましたところ、平成29年度末の時点では浄化槽が合計4,736基設置されていると。単独浄化槽は、そのうち3,600基、合併浄化槽が1,136基ということで、合併浄化槽の割合といたしましては約24%となっているという回答でした。こちらにつきましては、事業所で設置している浄化槽の数も含んでおります。

議員のおっしゃられるとおり、平成13年度以前に設置された浄化槽は単独で、それ以降設置されたものは合併浄化槽という形になっております。今現在もまだ単独の浄化槽が多く残っているという状況でありますので、中部環境事務所のほうとしてもパンフレット、ホームページ等で合併浄化槽への転換を促しているというところだということ聞いております。ただし、玉村町は公共下水道の計画区域でありますので、そちらの合併浄化槽の設置推進という部分でおきますと、県の対象からは外れているのかなと、そのように思っております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 私が心配したとおり、単独浄化槽は玉村町はまだいっぱいあるということなので、急いで下水のほうへつなげる努力をしてもらいたいということに尽きるのですけれども、自分の家の前に下水が来ていてもつないでいないうちがあるのです。実は、私が下水が下がってしまって、何とかしてくれというので行って、町にお願いして修理してもらったのですけれども、そこにあるのです。何でつなげないかといったら、私はもう70過ぎていて、いつ逝くかわからないのに、そんな50万円もかけられないという話が出ていて、実際問題として1割以上の方がそういう方がいて、南玉のほうなんかはそんなのできたってつなげないよなんて言っている人がいるのですけれども、接続を促す手段というのは何かやっているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） お答えします。

先ほどからお話にあるように、公共下水道への早期の接続という話になるかと思うのですけれども、玉村町においてはくみ取り式につきましては3年以内ということでありまして、そのほかはできる限り早目という表現の仕方なのですが、やはり費用が伴う。接続工事費で個人の負担が伴うということでありまして、くみ取り式につきましても条文のほうではただし書きで、個人の費用が賄えないと

きはできるだけ早目にとというようなことで、3年という区切りがあっても、そういったような個人の負担によって場合分けされている状況であります。

玉村町においては、50万円かかる工事費の補助金と申しますか、そういったものはちょっと用意していないのですが、融資のあっせんというような形で、ご本人様が金融機関と融資の関係で扱っているのですけれども、その間に玉村町が入りまして、発生する利息について町が面倒を見るという制度はとられております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 今補助金という話が出て、補助金は出していないということだったのですけれども、私がある人に言われたのは、幾らか安くして、安くというか、補助金を出してやれば、もっと接続率が上がると。そうすれば、下水道の収入もふえていいのではないかという話が出ていたのですけれども、そういったことを考えていないのですか。その辺はどうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） その点については、早く接続していただきたいので、出したい気持ちはあるのですが、今までに工事をされた方が町から補助とかを受けていないという形で、ちょっと難しい部分、対応に苦慮する場合がありますと考えております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 私もそう思ったのですけれども。でも、それでもやれとは言われたのですけれども。

その質問はそこまでとして、1つ、県央浄化センターの水質なのですが、結構低い値を聞きました。BOD4とか5とか。実際行ってみると、私が検査した限りでは色も結構白かったし、2分を切っていたというので、比較的いいのかなという感じはしましたけれども、実は夏場、あの辺を通ってみると、サイクリングロードが通っているのですが、あの下水の近くに行くのです。そうすると、ふわっとにおいがしてくるのです。玉村町でも上の、西のほうの人は知らないかもしれないけれども、あそこに行ってみると水量が相当の水量なのです。どのくらいの水量かと見たら、14万トンぐらいの水量が流れていると。14万トンというのも、これもわかりにくいのですが、玉村町の水道の供給量が1日1.3万トンぐらいかな。その約10倍の水量が小泉の土手のところからわあっと流れているということで、量が多いなと思いました。13万、14万トンという、でっかいタンカーが毎日あそこに来て、水をだあっと流すと、そんな感じなのです。そうしますと、やはりにおいも出るし、先

ほど基準内という話でしたけれども、あのおいには基準内だと私は思えないのですが、その辺の改善についてはどんな見解があるのですか。町で答えられる範囲も少ないかと思うのですが、どうなのでしょう。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 臭気につきましては、あちらの排出基準がどのようになっているのかというのは、ちょっと今調べておりませんので、わかりませんが、県央水質浄化センター、最新鋭のろ過施設でありますし、そちらの排水由来の臭気なのか、ほかの要因があつての臭気なのかというところも私確認しておりませんですし、こう言つては何ですけれども、県のほうでは厳しい環境基準にのっとり水質を浄化して水のほうを放流されていると思われまますので、人間の感じることというのはなかなか難しいとは思うのですけれども、基準値は確実に守つて運転、放流しているというふうに思われます。ただし、私どもあちらの施設の管理者ではないので、確定的なことではないですが、私が思うところではそのようなことになっているのかなというふうに思います。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 実は、私の昔の仕事友達に下水の話をしました。彼は伊勢崎市の広瀬川の近くに住んでいるのですけれども、「月田、今ごろ河原で遊ぶ子はいないよ」と、「魚釣りもいやしないで」と言つたのですけれども、私が逆な立場だったら多分同じ答えを言つたと思うのですけれども、実は芝根の議員さんがここに3人いるのです。あと、課長さんも何人かいるのですけれども、その芝根小学校の校歌というのがこういうのです。「水澄む利根と烏川 相おう上に開けたる 我がふるさととは上野の 南にあり 名は芝根」というので、やはりこれから見ますと、芝根というのはきれいな利根川と烏川の合流した、その上にある広い開けた土地だと、上野の国の南にあるのだと、それが私のふるさとだということなのですが、みんなそういう気が多いのです。だから、基準で合格しているというのとはちょっと感じが違うのです。いろいろ東京圏から人を呼び込むと、いろいろやりますけれども、やはり東京の人も賢いから、そういうところを見るので、その辺の町としてもっとよくするというアクションというのかな、そういうのをとつておいてもらいたいと思うのですけれども、その辺、町長、どうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 臭気の問題でよろしい。水全体の問題。

〔「全体ですね」の声あり〕

◇町長（角田紘二君） 一応私も県央浄化センターの監視体制機構に出席しておりますので、いろいろな問題が出てきてというか、毎月のデータを伺っておりますけれども、特に検査した限りでは問題な

いというふうに認識しております。また、上之手の住民の方々との懇談会と申しますか、1年に1度、この処理場の周辺の方ということでお話を伺っておりますけれども、臭気に関しては風向きによってはそのようなところを感じるというようなご意見もありまして、県のほうでもそれについては認識していただいておりますというふうに思っております。

また、小泉に関しましてはちょっと聞いてはいませんけれども、やはり何かにおいがあるというようなことも伺っておりますので、どの程度がにおいの判断として生活上問題になるのかというのは、ちょっと私自身知識としてないのではありますけれども、全くないということはちょっとやっぱり考えにくいのではないかなというふうに感じております。

高度処理をして流す。あるいは、先ほど月田議員のいろんな実験結果等ありますけれども、濃度の問題、あるいは希釈の問題、そしてこの粘着度の問題とか、いろんな要因がありますので、簡単にそれが水の水質としての正確的な判断基準かどうかというのはわかりませんが、概念的にはきれいな水を流して、そしてその中で水遊びや魚がすむというのは、どなたが考えてもそういう環境というのは求めることが必要かとも思いますが、しかしながら今のいろんな経済状況、あるいは水の量、あるいはこの生活する人口等を考えますと、なかなか実現には難しいことではないかなというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 引き続き改善というか、そういうところで考えていっていただきたいと思えます。

続いて、第2の質問なのですが、新製品、新技術の開発ということで、特許も出ているし、商品化が図られているということで、非常にいいことだと思うのですが、5月中旬の新聞に高崎市が生ごみの水切り製品の開発を依頼しているという話がありましたけれども、玉村町も何か町としてこういう問題を解決するというのに交付金を使うのが非常にいいのかなという気がしましたけれども、そんなことは考えたことがありますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） こちら、補助金につきましては、その事業者様の計画の中で開発する商品、あるいは新製品ということで対象とさせていただきます。町内の事業所でそういったご質問のあるような商品を開発したい、このような事業者がいるということになりますれば、申請いただいた上で対象とさせていただくということも可能かと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかりました。1つ、私が考えているのは、よく大企業でISO取得という

話がありまして、これはいろいろ意見もあるのですが、町内の中小企業では余り使っていないなど。ISO9001というマネジメントシステムということなのですが、これは仕事の改善に役立つと思っているのですが、国内で取得している事業所が4万ぐらいあるのです。4万全部見たわけではないのですが、それを見ていきますと、一番多いのは製造業、建設業というのが多いのですが、中には医療法人だとか歯医者だとか農業協同組合、引越センターとか倉庫業とか介護事業所なんかもとっているみたいです。そういう面で見ると、玉村町にそういった事業所は随分あると思うのです。そういった事業所にISO9001の認証取得の補助をするということになれば、仕事の改善になって、その年だけではなくて次の年もどんどんよくなっていくと思うので、そういったことを考えてもらえないかなというのが私の希望なのですが、どうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） ISOの取得費用に対しましての助成ということでお答えさせていただきます。

ご質問いただいているように、当然取得された方、その企業につきましてはその以降、その方針に基づいて事業を運営していただくということになってこようかと思えます。ご指摘いただきましたこと、玉村の中でも町には商工会というものがございます。そうしたところにも意見をお伺いしながら、研究してまいりたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） ぜひそういったことで進めていただきたいと思えます。

第3の質問です。第3の質問、麦秋の郷の件ですが、先ほど78本という話が出たのですが、私が車で回っただけで本当のことは、細かいところはわからないけれども、三十二、三本しか見つからなかったのですが、そんなに本当につけてもらったのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） こちらのほうで主には農業委員さんでございますけれども、ご協力いただいた中で旗を立てさせていただいたということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） そうしますと、農業委員の方に依頼をして、立ててもらったということになるのですが、そもそもこの旗というのは、私は誰の仕事か、最初わからなかったのです。町の仕事なのか、農業委員会の仕事なのか、農業法人の仕事なのか、農協の仕事なのか、農業公社の仕事なのか、よくわからなかったのですが、これはそうしますと旗を立てるといのは誰の仕事に

なるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 麦秋の郷ということにつきましては、先ほど町長からの答弁にもございましたけれども、耕作放棄地の解消あるいはといったもので推進をさせていただいており、農業委員会として取り組みさせていただいております。委員会の事業という中で、農業委員さんを中心として旗につきましては設置させていただいておりますし、また委員さん以外でも認定農家の方、こういった方にもご協力いただいた上で設置をさせていただいたところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 町の仕事ということになると思うのですが、何か先ほど言ったように、7、8枚か、でもやっぱりその半分ぐらいしかないと思うのですが、となるとこれは仕事なのか、それともボランティアなのかという話なのです。何か半分ボランティアのような気がするのですが、その辺はどうなっているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 仕事なのか、ボランティアなのかという、非常にお答えしづらいところではございますけれども、まず農業委員会として、これは委員さんの活動の中には当然耕作放棄地の解消といったものは含まれております。そういった観点からいきますと、委員さんといたしますと、当然ご自身のお仕事の中で、委員会の活動の中で取り組みを行っていただいております。また、ご協力いただきます認定農家の方、この方々につきましては取り組みに賛同いただいた上でご協力いただいているというふうにございますので、ご質問の中でいきますとボランティアで設置をしていただいているというふうに区別されるのかなと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） まず、この麦秋の旗を立てる目的というので、先ほど耕作放棄地の解消だとか、農業振興という話がありました。でも、私はそれもいいのだけれども、ちょっと違う見方があるのです。旗というのは、サッカーとか野球なんかも旗を立てます。あれは応援です。となると、これは農業の応援かなと私は思っているのです。今見ていると、日本の農業をめぐる環境というのは非常に厳しいものがあると思うのです。特に玉村町も人がいないと、人手不足だと、後継者がいないと、TPPでアメリカの農業交渉で安い農産物がどんどん入ってくるのではないかとということで、考えてみると日本の農業は崖っ縁ですね、どう考えても。なくなってもおかしくないという感じなのですが、ただ、本当になくなっていいと思っている人はいないと思うのです。私もやっぱりそれは好

ましくないと思うので。そうではない、頑張ってくれということで旗を立てているのだと私は考えているのです。となると、それも間違っていないと、そういうことだと思うのですけれども、私は残念だけれども、家にあぜかきはあるけれども、トラクターはないし、コンバインとか田植機もないので、まして田んぼもないから農業に関して云々する資格はないのですけれども、でもそういったもので食生活のほとんどは消費者として買っているのです。そういう面から見て、もっと頑張ってくれという感じで私は立てるのがいいのではないかと思っているのです。となると、78枚とか何枚という非常に少ないと。選挙になれば、何百枚がががが2日ぐらいで立ってしまうのだから、そのくらいの気迫でやってもらいたいと思うのですけれども、その辺はどうに考えますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 旗の本数につきましては、当然町といたしましても旗を作成することになりますと予算のことも絡んでまいります。一方で、旗そのものにつきましてはやはり風あるいは雨、こういったものの関係で年数経過いたしますとすり切れてしまうという、これはどうしても避けられないこともございます。今年度、その関係もございまして旗を更新させていただいたところでありますので、今後より多く設置できますように、ただしやはり立てる場所につきまして関係いたします、交通の妨げになるというところにつきましても散見されることが過去にもございましたので、そうしたところにつきましてはなるべく避けた中でということできしにつきましては対応させていただいております。より多くの方々目に触れるような場所、こういったところというのも考えさせていただいた上で今後とも取り組みさせていただければと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 副町長なんかどんな考えでいますか。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 突然のご指名なので。私も月田議員さんがいろんな意味で今農業の応援団だという、旗だという認識もあるというので、なるほどなと思いました。

私は、今いろんな議論を聞いていて、麦秋という言葉が死語の世界から、もう昔の言葉だったと思うのですね、映画か何かで。それがよみがえって、麦秋、麦の秋、玉村の風景ということで、そういう意味では応援団であり、また町民の方の再認識の場になっているのかなと。一方、先ほど齋藤課長が申し上げましたように、私も旗がうんと去年乱雑と言うと、執行部なので、余りそうは言えないのですけれども、確かに交差点なんかですと、出るときに見づらいという面はあるなというふうな認識もありました。そういう反省がこし出てきたのかなというふうに感じております。答弁にはなっていないかと思うのですが、以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 来年もっといっぱいふえることを期待して、第4の質問です。

例の特定外来生物のオオキンケイギクなのですけれども、皆さんも知っているように、役場のたまりんの駐車場の前側にきれいな花が咲いていて、あれがオオキンケイギクです。私も間違っでは困るので、よく調べたのです。やっぱりそれは間違いなくオオキンケイギクなのです。今町民にいろいろ伝えたいという話があったのですが、私は気になるのは、一番生えているのは国道沿いです。国道沿いは、町民が取るわけにはいかない。町も取るわけには、町は取れないのではないかなと思うのですが、あの辺の対策はどうになるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） オオキンケイギク、確かに町内のあちらこちらに見られます。済みません。こちらの質問をいただいた後に、私昨日、たまりんのバス停のところは駆除してまいりました。

ただ、そこから見える民家のおうちから出るところにもきれいに咲いているということで、本当にあちこちに点在して咲いております。こちらの対策ということでは、本当に民地であればそちらの土地の所有者の方にご協力いただかなくてははいけませんし、町の公共用地であれば除草の関係ですとか、そういった委託をしたときに委託の業者のほうにそのあたりを見つけたら根っこから引っこ抜いてくれとか、種ができる前にできるだけ根元から刈り取って、種が飛ばないようにするとか、そういうお願いをしたところではございます。国道に関しましては、国道354号は伊勢崎土木事務所が管轄になると思います。そちらの考え方については、済みません。まだ確認のほうはしておりませんので、またこの後伊勢崎土木事務所さんのほうにオオキンケイギクの駆除についてどういうふうに考えているのだということは確認のほうはさせていただきたいと思います。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 実は、きょう私が帰るまでにオオキンケイギクを取れ、たまりんの前を取っておけと言おうと思ったら、先にされていたので、まあ、いいのですけれども、そうですね、国道ですね。基本的には国道が多いですね。あれは国が植えた草なのだからしょうがないかもしれないけれども、やっぱりやっちはいけないものがよく見えると、きれいなのですけれども、いけないものがあるというのは、やはり町の評価も下がるし、きちっと伊勢崎土木事務所のほうに話をさせていただきたいと思います。

あと、特定外来生物では、今生物が動物、アライグマとか聞きますね、幾つか。ああいったものに

関しての、今進行状況はどうなっているのでしょうか。

---

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午前11時34分休憩

---

午前11時34分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

---

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 外来生物の関係でございます。

一応町といたしますと、当然外来生物、それに迷惑をこうむっている方がいらっしゃるということから、町内猟友クラブというところをお願いをいたしまして、わなの設置を行わせていただいております。これは、地区によっても種類の多い少ないというのはありますけれども、玉村の町内でいきますと一番多く捕獲された、昨年1年間でいきますとアライグマ、こちら30頭ほどが捕獲されております。ということで、外来生物ということで現状ではわなを設置し、その中に入るのを待っての駆除ということでの対応をさせていただいている状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかりました。

以上で4つの質問を終わります。以上です。

---

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。午後1時30分に再開します。

午前11時35分休憩

---

午後1時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

---

◇議長（高橋茂樹君） 次に、12番石内國雄議員の発言を許します。

〔12番 石内國雄君登壇〕

◇12番（石内國雄君） 議席番号12番石内國雄でございます。令和になって、新しい時代に入って初めての一般質問をさせていただきます。

令和という時代になりまして、新しい時代を迎えるということで、群馬県でも新しい公共の交通シ

システム、それを充実していこうという形でBRT構想が持ち上がりまして、きょうの上毛新聞にもそのBRTの停留所17カ所、15分置きに運行するという、駅まで15分という形で、かなり期待のできる交通システムが報道されております。玉村町もその停留所として2つ、そこに上がっております。道の駅と、それから文化センター周辺のところという形で、文化センター周辺についてはこれからいろんなどういう形になるかというのにも興味があるところでございます。

それでは、質問のほうに移らせていただきます。初めに、そのBRT、バス高速輸送システムの導入について、それに伴う町の対応についてという形で質問させていただきます。群馬県が推進するBRT、バスの高速輸送システムの導入に伴いまして、新たな交通手段の確保による利便性の向上と実現が期待されておるわけでございます。乗り合いタクシーのたまりんの路線や新たな交通手段をどう構築していくかということが、町としても大事なときであろうかと思えます。町の発展には、ちょっとこれは視点は違いますが、町の発展には国、県の施設誘致も町の発展に大きく効果があろうと考えられます。そこで、群馬県の事業であるBRT、このバス高速輸送システムに玉村町も積極的に参加すべきだと考えております。バスのターミナル、停留所については2つ、候補として上げて、県のほうと調整済みだとは思っています。

そこで、県、国の事業を誘致するという考え方から、町の東毛広域幹線道、国道354号沿いの道路用地を利用して、BRT、このシステムの車両のターミナル、車両の操車場というのでしょうか、またそれを運行するための施設、そういうようなものを玉村町に誘致してはどうかというふうに思いまして、それについて町として考えはあるか。もしそれが誘致できれば、町の発展にもつながりますし、事業としては県の事業になりますので、有効ではないかなという形で、まず町の考えをお聞きしたいと思えます。

2番目の質問です。少子化問題とか、高齢化問題とか、いろいろある中で、これから玉村町をよりよく発展させるため、また多くの人に住んでもらうためには暮らしやすいまちづくりが必要だと考えます。その中で、滝川周辺の環境整備についてという形で質問させていただきます。住みよいまち、住みたいまちづくりには、環境の整備が欠かせないと思えます。玉村町の住宅街の中を流れる滝川については、多くの住民の方の目に触れております。一部遊歩道として整備されてはおりますが、雑草や木々の整備については町としてどのように取り組んでいるのか。町民からの要望にはどう応えているのかということです。これについては、町民の方からいろいろご意見をいただきましたときに、滝川の北側と南側、特に遊歩道があるところということですが、随分差があります。住宅街の人が住んでいるところのほうが整備されていなくて、両方整備されていないのですけれども、そちらのほうは特に雑草等がいっぱい生えている状態で放置されている期間が非常に長いと。それについて町へも要望とかいろいろ出ていると思いますが、そのことについて町の対応だとか、今後の方針等をお伺いしたいということでございます。

3番目の質問でございます。健康保険証の様式についてということで、医療を受ける際に医療機関

に保険証として窓口に提示するために、群馬県の国民健康保険証が交付されているわけです。私も持っておりますが。そこで、もう少し私もたちますと70歳以上になりますと、負担割合が軽減になるということで、自己負担割合が書かれている高齢受給者証というのがまた別個送付されてくるわけです。その2枚を医療機関のほうに提示することになるわけですが、現在その保険証、私が今持っている保険証はこのぐらいのカードのサイズですが、70歳以上になると交付される高齢受給者証については、前あった保険証、少しカードよりも2倍半ぐらいですか、大きな大きさになっております。そこでお医者さんに持っていくときの携帯の利便性だとか、そういうことを考えたときには、ちょっと色合いを変えたりとか、そういうような形で、同じサイズのカードにして、変更して交付すべきではないかという形で、それに対して町の考え方とか今後の方針とかあると思いますので、それをお聞かせいただいて、今後の検討をどういうふうにしていくのかということですので第1回目の質問を終了させていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 石内國雄議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、BRT、バス高速輸送システムの導入に伴う町の対応についてお答えいたします。本年3月の石内議員からの一般質問にてお答えいたしました、群馬県版BRTは2021年の運行開始を目途とし、群馬県が設置する東毛広域幹線道路BRT構想策定協議会へ古橋副町長が委員として参画しております。協議会では、道の駅玉村宿と文化センター南側に建設中の交通ターミナル周辺が乗り継ぎ結節点の1次候補として整理されております。

全体構想としては、高崎駅東口から館林駅までの間の東毛広幹道の約50キロメートルを、1運行当たり1時間40分程度で結ぶ計画で、具体的な公表はされておりませんが、相当数の運行本数を確保したいとのことですので、車両数も通常の路線バスに比べて多くなると推察されます。今後県から示されるBRTの事業化計画で運行するバス事業者の選定や、車両ターミナルの考え方が明らかになるものと考えております。

ご質問のBRT車両ターミナルの誘致を図る考えについてでございますが、仮にターミナルが必要となった場合、必要な面積と使い方によりますけれども、石内議員のおっしゃるとおり、東毛広幹道沿いの福島、斎田、下新田、上新田地区内の道路未利用地の活用も考えられると思います。当該地は、市街化調整区域ではありますが、ご質問のようにバスターミナルであれば、公益施設としての建設が可能ではないかと考えております。また、河津桜をどうするのか、用地買収が必要になるのかなど、具体化にはいろいろな検討が必要であり、まずは県が示すBRT事業化計画を見て判断していきたいと考えております。

次に、滝川周辺的环境整備についてお答えいたします。滝川につきましては、群馬県が河川管理者であるため、全体の整備、維持、管理は伊勢崎土木事務所が行っております。滝川緑道部分につきま

しては、群馬県が整備を行った後、維持管理協定を町と結んだため、町が維持管理を行っており、年4回の除草、消毒と年1から2回の枝剪定を実施しております。また、町道として占用許可を受けている部分につきましては、年3回の除草を実施しております。また、町民から雑草や枝の繁茂、毛虫等の苦情が寄せられた場合は、個別に草刈り、枝打ち、消毒を行っております。

なお、町道、遊歩道以外の、例えば川の中の木や草、未舗装の河川管理用道路につきましては、管理者である伊勢崎土木事務所に連絡して対応を依頼しております。今後も町道、遊歩道として良好な状況を保てるよう、適切な維持管理を行っていきたいと考えております。

次に、健康保険証の様式についてお答えいたします。現在70歳以上の国民健康保険加入者に対しまして、保険証のほかに医療機関での窓口負担割合が記載された高齢受給者証を発行しており、群馬県内の市町村では保険証はカードサイズ、高齢受給者証は一回り大きいサイズとなっております。加入者の方からもサイズの統一化等について要望が出ており、群馬県と市町村で設置しております国保連携会議の場において、国保広域化に伴う事務事業統一化の検討項目の中で様式変更について検討を重ねております。

そこで、健康保険証の様式について、変更に関する検討状況をご説明いたします。保険証と高齢受給者証をカードサイズに統一化する案と、2つの証を保険証に一体化し、保険証に窓口負担割合を記載する案の2案について、連携会議において検討を重ねた結果、令和3年度の保険証更新時に証を一体化することで意見がまとまり、スケジュールが先ごろ決定いたしました。現在高齢受給者証の更新は8月、保険証の更新が10月となっておりますが、令和2年10月の保険証更新時に、これまで9月末だった保険証の有効期限を7月末に変更し、令和3年度からは保険証の更新月を10月から8月に変更した上で、保険証と高齢受給者証を一体化した証を発行します。保険証への具体的な記載方法に関しましては、今後連携会議の中で決定することとなります。

今回の改正は、県内市町村が一斉に取り組むこととなりますので、他都道府県、医師会や歯科医師会を初めとした各関係機関への周知は群馬県が行うこととなっております。国保加入者並びに町民の皆様には、広報やホームページへの記事掲載はもちろんのこと、現在周知用チラシを群馬県が中心となって作成中ですので、窓口やロビーでの配布、保険証更新時に保険証に同封するなど周知徹底してまいります。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 自席にて次の質問をさせていただきます。

BRTの形で、町のほうでも私の提案に対してある程度評価していただいて、ありがとうございます。それで、その中で県の情報を待って、それから対応するという形だと遅いのかなという感じは。まず、手を挙げて、もしそういうものがあればぜひ玉村町にという形で持っていけないと、そういうターミナル的な、操車場的なものが計画されているとしても、玉村町ではないところに持っていかれ

てしまう可能性のほうが大きくなってしまいます。こういうものについては、思ったらその日が吉日で、すぐ手を挙げて打診をして、行動していくと。その上でいろんなものについては調整をしていくというのが確実性が高くなると思うのですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 石内議員のおっしゃるとおりだと思います。

若干補足させていただきますと、きょうの上毛新聞は4日、きのう発表したということで、上毛新聞で出ている内容は、今までの協議会でおおむね説明があった事項でございますが、きのうの発表内容についてちょっとまだ資料をもらっていないとか、届いていないので、正確なきのうどういう発表をしたかはちょっと承知しておりません。その上で、今までの議論の中で県から説明がありましたのは、基本的な設備、バスを買ったりだとか、バスの停留所ですか、そういうものは県で整備をいたしますと。運営方法、誰がバス事業者になって、そこでどうやってもうけてもらう、商売をしてもらうか、それはこれから公募するというふうなことに聞いております。ということは、実は今石内議員さんがおっしゃったバスターミナルというのをどういうふうに位置づけているのかということがちょっとわからないものですから、議員がおっしゃるように、担当課のほうには県からいろいろ協議が来ているようですので、バスターミナルの考え方、いわゆる車両基地をどういうふうに考えているのか、それが公募する業者任せなのか、県で考えているのかを含めて、ちょっと教えてもらえる範囲で情報を得たいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） ぜひ情報をしっかり把握してやっていただきたいと思うのですが、車両基地という話になると、用地が大きく問題になってきますので、その中でお金のことを考えれば、既に使えるものを使い方を変えればその分助かるとか、いろんな形が出てくると、また平らなところであるような使い勝手がいいところという形からいけば、玉村町のところというのは非常に有益ではないのかなと私は思いますので、ぜひ力を注いでいただければと思うのです。

あと、この停留所とか、たまりんのアクセスの関係のことをちょっと考えてみたいのですが、この停留所としてきょうの上毛新聞にも載っていましたが、道の駅玉村宿と、それから文化センターのところと。文化センターのところは、前回の質問のときでもしましたけれども、高架になっているところなので、現実はどういうふうにするのかというのが県との協議、町のほうとの方針はどうなっているかということがまずあるかと思えます。

道の駅については、玉村宿については非常に駐車場としては広がっていますので、道の運行は非常にいいかと思うのですが、きょうはちょっとその道の駅、このお昼休みに行ってきたのです、候補地でもありますので。そうしたら、ちょっと目についたことがありました。あれ、もう工事が始ま

っているのかと思うような形の大型がとめられるほうのパーキングのところは赤いコーンで、赤いコーンが物すごく異様に目立つような形があったのです。これ、工事でも始まるのかなと、もうあれかなと思ったけれども、そんなこと全然なくて、何か駐車場のとめる関係でやっているようなのですが、そこで感じたのは、例えば高速バスのターミナルになったときには、車をいっぱい置いて、そこまで来て、常にたまりんが回っているという話であればまた別ですが、そうではない場合に、車でそこへ来て高速のBRTを利用して行くということも大きく考えられるわけです。例えば新幹線の駅が早稲田のところに、本庄の早稲田のところにあって、そこには駐車場がいっぱいあると。そういうことを考えると、その道の駅の駐車場というのは非常に有効なわけですが、今何かコーンが置いてあって、とめてはいけないという状態になっているのです。そうすると、そういう状況だと使えなくなる。玉村町は使いたくないのかなと、こういうふうなことをアピールしてしまっているのではないかなとふと試してみたり、また道の駅という規定というか、考え方からいくと、車を運転している中で立ち寄って休息できる場所としての確保、トイレがあって、駐車場が確保されているというのが前提条件だと思うのです。玉村町は、それにあわせて情報発信の基地として、またせっかく人が寄ってくれるのだから、お金を落としてもらえそうな設備もつくっているということなのですが、赤いコーンでずっととめられないようにしてあって、大型車がきょう行ったらば、駐車スペースではないところ、南側ですか、路肩みたいになっているところが駐車場内にあるのですが、そこに10台ほど大型車がとまっております。真ん中のところは、赤いコーンがばあっととめられないようになっていましたけれども、これは町としてとめないようにするという方向でやっているのでしょうか、それとも県のほうの道の駅、また国のほうのそういう指導のもとでそういうことをやっているのか。何かちょっと違うのではないかなと思うのですが、その辺のところは今どうなっているのでしょうか。今後それを使い勝手をよくするためにも、そのちょっと確認をしておきたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 道の駅につきましてお答えさせていただきます。

道の駅というものにつきましては、どなたでもご利用いただけるということで道の駅という形になっておりますけれども、現状集合場所という形で道の駅の駐車場にお集まりをいただき、例えばの話、3台で来た車両が、2台残して1台だけ出ていくというような実情が見受けられております。そうしたことで、車両を置いていかれてしまうということがないようにということで、現状はコーンを立てさせていただいているという、そのようなことでコーンは設置をさせていただいているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 集合場所として散見されて、それを防ぐためにコーンを置いて、結果的に

は駐車できないようにしている。

私はうんと危惧しているのは、さっきのBRTだけではなくて、道の駅玉村宿というのが全国的に今認知されてきて、お客さんが多くなってきているのです。売り上げも多くなってきているし、非常にいい時期なのです。そのときに、玉村町は何かいろんな事情があるのかもしれないけれども、駐車場を封鎖しているねという風評が入ったらもっとまずいのかなと私は思います。これから使い勝手をよくするBRTの駐車場にしても、自由に置いて、自由に使えるということが、非常に使い勝手のいい駐車場というのが町の売りになる話なので、ちょっと考え方が逆だと思いますけれども、その辺の感覚はどうなのですか。注意事項を例えば看板やったりとかなんとかする程度ではなくて、私は驚いたのは、ただ赤いコーンがあって、ちょっとこの辺は入れないようになっているよという感じではなくて、駐車場1つ1つにど真ん中にコーンをぽこぽこ、ぽこぽこ置いてありました。また、テスラ車が充電できる場所がありますけれども、きょうたまたま1台充電していたのですが、その真ん前の駐車場のところにもコーンがぽこんと置いてありました。そうすると、ちょっとこれは充電でせっかく立ち寄ってくれた車も出入りしづらいし、何か異様な感じを受けました。その辺のところはどのような考え方なのですか。色が悪いという話でもないし、大きさがどうのという話でもないのですけれども、やっぱり自由に使える中で利用者の方が節度を持ってやってもらうような注意喚起だとか、そのようなことを考えるべきなのだろうかと思うのですが、その辺のところは例えばコーンを置くことについては、例えば県だとか国とかへ問い合わせや何かはしてありますか。して、オーケーになっているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） コーンを置くということにつきましては、先ほど申しあげましたように、道の駅としてそこにとどめていただきたくないという車両もあるということから置かせていただいているということでございます。道の駅そのものの前といいますか、店舗側があるところにつきましては当然ご自由に置いてご利用いただけるような形はとらせていただいております。

今お話のように、東のほうの駐車場でございますけれども、なかなか置いていかれてしまっている車両が出てきてしまっているということで、道の駅といたしましても現状指定管理ということになっておりますけれども、置いていかれた車両のワイパーのところへとめないでいただきたいというようなご案内をさせていただいたり、あるいは駐車場の入り口に案内の看板を立てさせていただいたりというようなことで対応してきたわけでございますけれども、現状なかなか改まらないというようなこともありまして、指定管理者の中でそういった対応を現状はさせていただいているところでございます。

本日そういったご意見をいただいておりますし、またこれとは別に一般の方からもそういったご意見もいただいております。そういったことも踏まえながら、また道の駅の指定管理者とも協議させて

いただきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 今課長さんのほうでお話になったときにちょっと気になったのは、道の駅の前の駐車場と東側の駐車場、あれ全部道の駅の駐車場でしょう。要するに車を運転する人たちが寄りやすく、とめやすく、使いやすくしてトイレに寄っていただいたり、事故を起こさないようにしてあるのが趣旨です。寄っていただければ、そこにいる方であれば、例えば1泊した人がいたとしても、その方は絶対道の駅のトイレを使わないわけではないし、お店にも一個も入らないというわけでもないだろうと思うのです。何か道の駅というのが、本来の道の駅と物産のものと、そこをちゃんと立て分けた上で玉村町のスタンスをしっかりとあげないと、玉村町がせっかくいい評価を受けているところを、指定管理で業者の方の意見云々はいいですが、そのところはしっかりと担当としても考えて、町の立場をしっかりとすべきだと思うのですが、確かに目に余るほどとめていたことがありました。でも、それに対してワイパーにもちゃんと注意喚起もしました。表示もした。それでベターかなと私は思うのですけれども、それ以上にコーンを置いてとめないようにしてしまう駐車場、あんな広いところを捨てているような、悪評が立つようなことはぜひやめていただけるようにご検討をお願いいたします。検討しますという話もありましたので、これ以上余り言ってもしょうがないので、ぜひ将来的に使い勝手がよくて、みんなが気軽に寄れるようなものにしていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

BRTについては、あとたまりんがこれからうんと期待されると思うのです。それで、前回の質問のときにもお話がありましたけれども、たまりんの検討をしていって、本数もふやしていくということで、きょうの上毛新聞のあれで見ますと、先ほど町長がお話、ご回答していただいた中に、これから本数だとか、そういうものの中できょう出ていた中では15分置きというので、これはかなり15分置きというと、1区間15分で行けるという形になると、本当に大きな本数もふえそうだなというのが思います。15分置きに道の駅を高速のBRTがいつも寄るという意味です。15分置きにという形になると、それが例えば1周するとなれば物すごく量が出てくる。15分置きというわけにはいかないと思いますが、かなりの数になってくると思うので、その辺のところの整備、またその情報を得た上で、たまりんとドッキングについては今検討状況というのはまだまだ結論は出ていないかと思いますが、どのような状況になっているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） たまりんとBRTの乗り継ぎに関するご質問だと思います。

本日の上毛新聞のほうに15分間隔で運行というのが大きく出ました。これは、協議会の中でもおおむねこのぐらいの間隔で運行していきたいというような県の発言もあったわけですが、ただ

その時点ではまだ公表されていない。そういう案がありますというところだったのですけれども、本日の新聞では15分間隔で運行ということが大きく出ましたので、そういうふうな運行のダイヤでBRTは運行されるのだと思います。

こちらの発表にもあるとおり、道の駅玉村宿と玉村町文化センター周辺、こちらの2カ所がBRTの停留所になるということで、大変町の利便性向上についてはすごくプラスになるのかなというふうに思っています。ただ、こちらにうまくその他の公共交通がドッキングしないと、なかなかBRTがただひとり歩きしてしまうような形にもなりますので、たまりんにつきましては可能な限り利便性を上げることを考えてまいりたいと思います。

文化センターにつきましては、バスターミナルが文化センターの南側にできますので、公共交通のバス会社等にはそこをハブ化してもらって、そこを必ず通るような、そういう運行に変更して行ってほしいということは既に打診のほうはしてありまして、おおむね色よい返事のほうはいただいているわけですが、こちら道の駅玉村宿に関してどういうふうな形で町民の方がうまく道の駅からBRTに乗って太田方面に行くとか、高崎方面に行くとかということを研究してまいりたいと思います。また、それにはたまりんの運行業者である、現在は永井バスでありますけれども、もう永井のほうとも細かく打ち合わせしないといけないと思います。車両のほうももしかしてふやさなくてはいけないかもしれないですし、運転士さんも今現在不足しているということは常に言われておりますので、そういった部分も含めまして、なかなか検討することは多いと思いますけれども、せっかくのチャンスですので、さまざま研究してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） たまりんの運行の検討だとか、今後どうしていくかということについては、この今のBRTの停留所が玉村町に2つ設置になるということは非常に大きいチャンスだと思います。今買い物難民とかお年寄りの足とかいう中でどう構築していくかというところに、そのBRTとの接続ができるということで、非常に大きくダイナミックな見直しをする必要があるのかなと思います。今までの中の延長線上での検討ではなく、本当に町民の方の足をどうするのか。

玉村の道の駅については、先ほども話しましたけれども、広い駐車場が確保されている。では、その広い駐車場をどう利用できるのかということもあるでしょうし、それから文化センターのところはハブ化していくという形ですから、そうするとそこは駐車場ということも、たまりんで乗り継ぎという形のもので非常に大きくなるのでしょ、色分けしながらたまりんの運行とBRTの相乗効果を、また町民の方の足の向上を図る動きをしっかりと、時間がある程度かかってもいいとは思いますが、BRTが開設するまでの間、しっかり検討していただきたいと思うのです。

たしかたまりんのほうは、このBRTのあれがなければ、ことあたり全部見直しをある程度してやるようになっていくと思うのですが、その辺のところは今回の見直しという形をして、またさらに

見直すということなののでしょうか。それとも、含めたところでもうちょっと後になるという、そんな感覚は、それはどちらでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） たまりんの再編検討委員会というものが昨年度立ち上がって、再編についてもろもろ検討したわけです。

その中で、文化センターの南側にバスターミナルができると。そこをハブ化してというところは、そちらの再編検討委員会の中でもある程度決まったことでありまして、また新町へのアクセスについてもたまりんを使えるのか、もしくは今現在の永井バスの本数をふやしていただくのか。そういったところも含めて、今年度公共交通会議に諮らせていただいて、利便性の向上を図っていくというところが今までのところの流れです。ただ、BRTのほうもこれではほぼ、ほぼ2カ所の停留所が決まったわけですので、そちらも含めてさらに検討をしていかなければいけないと思います。ただ、そちらのハブ化の話、新町便、これに関しましてはなるべく早目に着手をし、運行のほうもしていきたいなというふうには考えております。こちらのBRTの、こちらがある程度決まったことによりまして、若干もしかしたらスケジュールがずれていくということも考えられますけれども、今のところはそちらの2点、新町便、あとはハブ化の話、そちらのほうは進めてまいりたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） ぜひいいものをつくっていただければと思います。

BRTと、それから停留所の文化センターのところと道の駅というふうに思いますと、位置的には利根川の南なのです。利根川の北、上陽地域では、みんな南側なのでというのがあろうと思うのです。そうすると、そこを捕捉して公共交通の充実という話になってくると、今施行しているタクシー券もあるでしょうし、それからたまりんのどういうふうな形で充実していくかとか、そういうものもあるかと思しますので、検討しているとは思いますが、その辺のところも踏まえたところで、よく町中を検討していただきたいなと思しますので、しっかり検討していただきたいと思します。

続いて、次の滝川周辺的环境整備についてという形で質問させていただきました。確かにここはほとんどが県の管理で、伊勢崎土木事務所の管理で、町民から要望があったときにはそれに対応して伊勢崎土木事務所とか、そういうのにやっていますよということ、今までもそういう話で、なかなか整備が追いつかないというのはあるのですけれども、町民の方の実感としますと、この草木がいっぱい生えるこの時期に、やっぱり県なので、町ではないので、なかなか金も予算もつかないのではなかなかねというので、結果的に町に話をしても、県に直接連絡しても、やってくれないわけではないのだけれども、忘れたころにやってくるという、そういう感じなのです。言ったらすぐということではない思うのです。

それで、この質問をあえて上げたのは、この滝川が利根川と烏川の真ん中を、町の真ん中をずっと流れている川なのです。町民の方がよく目にするところなのです。よく目にするところが整備がされている町と、何だかんだ言いながら整備がおこなわれている町、住みたいか、住みたくないか、どうかと、こういう話になってきたときに、住みたい町とか住みよい町とか、景観条例もつくったし、それから環境の基本条例もありますし、そういう中でそこが県だから、町ではなかなかねというだけでもって対応していたら、町民はふえないのではないかとか、皆さんの生活環境の整備がなかなか町はそこは後回し、後回しの町なのだねというふうに映ってしまうのではないかと。そういうふうにならなくて感じてもらいたし、住民の方も「自分が住んでいる裏が草がぼうぼうで、あそこはちょっと整備すれば歩いて散歩できるのにさ、ずっと草ぼうぼうなんだよね。言ってもなかなかできないんさね。自治体でやろうとしてもいろいろ管轄があって、何だかんだとちょっといまいちできないんさね」とか、いろんなお話をいただいたのです。その中で思ったのは、いろんな行政割はあるのだけれども、町の中にでんとある滝川の南北のそこを整備して、いつも整備してある玉村町というイメージはすごく玉村町のイメージを底上げするのではないかと。そうすると、そのためのものの施策というのは町は考えるべきではないのか。どういう手を打ったらいいのか、どういうふうにしていけばいいのかということが必要なのではないかなということ、あえて答えはわかっていたけれども、質問を上げさせていただいたのです。まちづくり、それから住みたいまちづくりを考えたときに、景観条例もつくって、いろんなものを残していこう、それから生活の環境の整備をしていこうという、こういう時代になったときに、滝川の南北の草の生え方の異常な違いだとか、ずっとほっておいている状況だとか、その辺については町はどういう感覚で受け取っておりますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

滝川に関しましては、先ほど答弁にもありましたように、伊勢崎土木事務所の管理ということになります。ただ、一部町道として占有している箇所、こちらは町が責任を持って管理をするということで、一部運動公園の北からずっと県道藤岡大胡線まで、現在の。そこまでは町で、滝川の南側になりますけれども、そこは占有を受けていますので、こちらは2回、草刈りを行っています。

それから、これも答弁にありましたように、南中学校の北と赤くなっている舗装されていますが、これは平成6年に伊勢崎土木事務所長と玉村町長で協定を結んで、整備は土木事務所がしますから、あとの維持管理は玉村町さん、お願いしますということで、それで協定を結んでおります。こちらにはいろいろ植栽が植わっております。こちらは3回程度消毒とか草刈りとかやっています。これにかけている予算が379万5,000円ということになります。先ほどの占有を受けているところの町道の草刈りと、あと一部上茂木のほうから、今度滝川が今度下茂木に向かって南に流れてきますが、そちらの草刈りも行っていきます。こちらにかけているお金が441万円、合計で今820万

5,000円ということで、今年度予算は草刈りのため、植栽もありますけれども、使っている状況です。

滝川の北側については、確かに占用を受けている箇所がなくて、よく町民からもお話があったりして、伊勢崎土木事務所につないでいたり、後は少しということでもたまたまそこで作業を、造園屋さんが草刈りとかやっていますが、そういったところに直接頼んで対応しましたという報告も数多く受けている、サービスのなところもありますが、受けている状況です。

滝川について、まちづくりに反映していくということで考えますと、過去には北側についてもやはり管理道路を遊歩道的にという話があったときに、一部の住民の方ですけれども、プライバシー、すぐ人が歩くようになって、家の中が見られるのも嫌だねという話もあって、途中で停滞した経緯もあります。都会のように川の両サイドがすごくきれいになっていけば、すごくいいことだとは思いますが、ただ、今町の財政事情や現状を考えますと、まだそういった発展の途中ということだと思しますので、現時点では維持管理、必要最小限度ということで持続、継続していくのが妥当と考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 町は、できる限りのことは予算の範囲内になるけれども、実際やってはいただいているのです。

ただ、ただという言い方になってしまうのですが、要は今滝川の草だとか、そういうものについては作業をしなければならない、それをやらないと何となくあれだよと苦情があるとか、いわゆる見方が負の見方だと思います。負担がかかってしまう、金がかかってしまう。私がここの質問で取り上げた大きなものは、そういうのではなくて、滝川がもし整備されて、町内が整備されている滝川があったら、玉村町の評価はどうかという話なのです。そのために玉村町はそれをしようとする考えがあるのかどうなのかということなのです。それは確かに今県のものなのかもしれませんが、例えば同じ県のものでも土手、草刈り、これはお金は県から出ていたりなんかしますけれども、地域の方に協力していただいて、定期的に整備しています。そういうようなものというのを例えばアクションとして起こして、滝川周辺のものでそういうふうにはできないのか。みんなで協力して、協働のまちづくりの中の位置づけとして、我が町に流れている真ん中の滝川の両サイドをきれいにすることで、快適な生活ができないのか。さっき一部の人がプライバシーというのがありますけれども、そのプライバシーの人は、虫とか、そういうのはいっぱいそのところにはいるわけなので、その悩みもあるわけです。そういうようなものの両サイドの話があると思うのですが、それを整備していったほうが町のためになると私は思うのですが、その考え方とか、そういう事業についてはどうお考えになりますでしょうかというの、これは町長のほうがよろしいのでしょうか、副町長のほうがよろしいのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 大変建設的な意見、ありがとうございます。おっしゃることはよくわかります。

県が整備したところもバブルのころつくったもので、今県も町もない中で工夫してやったらどうかということがご意見だと思います。そうすることによって、町全体がきれいで活気にあふれる町になるだろうと。そのご趣旨はよく承知しておりますので、まず利根川でやっているようなことが、利根川では自治会の方をお願いして草刈りを。相当きれいにしてもらっています。玉村町の区間の利根川というのは、私も走っているのですが、よくわかるのですけれども、大変きれいです。高崎市に入ると落ちます。それだけ玉村町の方が頑張っているということなので、同じような、まずは第一歩で取り組みができるか。また、そういうことをやった場合に土手、滝川はちょっと高いのです。さっきおっしゃったように、それに面していた方は今まで通らなかったのに通られてまずいという方もいらっしゃるの、その辺の兼ね合いもあわせて、まずは伊勢崎土木事務所はそういうことができるか、やってもらいたいだけでもという相談はしたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） まずは、第一歩としてそういう形で、玉村町のいろんな施設もあったり、環境もいいところなのです。その環境のいいところをどう整備しながら維持していくかということで町の評価はよりよく上がるのかなと思います。その中で、今言った滝川を取り上げさせてもらったのは、町の真ん中を走っている川だし、南と北が随分差があるしというので、どうしたらいいかねと、全然なのだよねという話があったものですから、それを踏まえてまちづくりの一環として少し捉えてやっていただければと思いますので、ぜひ計画を立てながら、また住民の方の協力も得ながら、ぜひお願いしていきたいなと思います。

それでは、最後の健康保険証のものについてはご回答の中でもう再来年の8月ですか、8月の保険証の交付のときには一本化ということですので、一本化したところでなってくるということなので、これはよかったなというふうに思いました。時期もわかってありがたいなと思います。

そこで、ここ最近、きのう、きょうの新聞の中でマイナンバーカードを保険証にするというのが出てきました。それが何年だったかな。それも22年ぐらいの話でされてきていますが、マイナンバーカードです。マイナンバーカードに保険証化をして、保険証として取り扱っていくという話は、その辺のところは一本化する話とはまだ全然ドッキングもしていないし、あれだと思うのですが、时期的にもそんなに変わらずに、そういう国がぽんと出してきたあれなのですが、その辺のところの情報とか、そういうのは何かありますでしょうか。あったらば教えていただきたいです。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） 保険証のデータをマイナンバーのICチップを使いましたオンラインの

資格確認ということの話だと思うのですが、こちらも県であります各市町村が集まります連携会議の中で、県が国から多少説明を受けたものの説明を各市町村にはして、1月だか、この間その説明等あったのですが、まだ本当に細かい内容は示されておりませんで、一応国はそういう方針で今後行っていくという話は聞いているのですが、具体的なまだ内容については各市町村のほうも説明を受けていないような状況であります。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） そうですね。新聞に載って発表されたばかりだからあれだと思うのですが、そのマイナンバーカードを利用していくという話になって、皆さんがそれをやっていると新聞にも載っていましたがけれども、問題点の中でまだ交付率が低いということで、ここ例えば二、三年のうちにという話になると、交付するための事務量だとか、それが窓口のほうで非常に大きくなってきて、間に合うかどうかとか、いろんな話も書いてありました。それから、県のほうでせっきく一本化するという形で進め始めたところに、それも要らないよという話になってしまうのかとか、その辺のところもこれからいろんな形が出てくるかと思うのですが、住民の方はいろんな形で新聞だとかテレビだとか、口コミだとかでいろんな話を聞くわけです。そのときにやっぱり行政側としてはそのところを丁寧に整理した形で情報発信をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） その辺に関しましては、今後十分に住民の方々に説明のほうはしてまいりたいと思います。

現状、この間の県のほうの説明でありますと、一応保険証でもマイナンバーでもどちらでも大丈夫なような、現状だとそのような状況だという話だけはちょっとありましたので、ここでお答えさせていただきます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） ぜひ住民の方に知らせるものは知らせていただきたいと思いますので、特に再来年の8月からお知らせも今県でつくっているということですので、それをわかりやすく住民の方にお知らせしていただいて、安心していただけるようにぜひ取り組んでいただければと思います。

以上で質問を終わります。

---

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。午後2時40分に再開します。

午後2時25分休憩

---

午後2時40分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

---

◇議長（高橋茂樹君） 次に、11番宇津木治宣議員の発言を許します。

〔11番 宇津木治宣君登壇〕

◇11番（宇津木治宣君） 11番宇津木治宣です。通告に従って4点について質問いたします。

まず最初に、リサイクルを推進し、ごみの減量化をとということで質問いたします。町は、平成29年9月に第8期分別収集計画を策定しています。計画では策定の意義を、現在ごみ焼却処理に伴う温室効果ガスの増加は、地球温暖化の大きな要因の1つであり、21世紀の人類の大きな課題となっているとしています。そこで、ごみのリサイクル等についての町の取り組み状況をお尋ねいたします。

まず最初に、資源売却、資源化委託、リサイクルの取り組みの状況はどうなっているのか。

また、地域における3R、リデュース、リユース、リサイクルの現状は。

次に、古着、布類のリサイクルや雑古紙回収場所の増加をと。以前に民生文教常任委員会では議会だよりでそういうことを申し入れていました。

また、各種団体での資源回収の促進を図ってはどうかということでもあります。

また、入国管理法改正に伴う外国人労働者の増加を想定したごみ問題への対応は進んでいるか。

また、雇用主などの協力もどうしても必要になってくるのではないかと思います。

次に、一部ごみステーションでは、収集されないごみが山になっていると。私のうちの近くのステーションも見るにたえないぐらい大きな山になっていると。水曜日なんかでは、要するに放置されているから大変なわけで、何とか対応策をとっていく必要があるのではないかと。

次に、廃棄物減量等推進員制度の導入は進んでいるか。この分別計画の中に12番に、そういうことを今後検討するというふうに計画ではなっています。その検討状況についてお尋ねいたします。

大きい2番として、小規模企業振興条例の策定で地域経済の振興をと。去年の12月議会で小規模企業振興条例の策定で地域経済の振興を提言しました。小規模企業は、人口減少、高齢化、後継者不足、海外との競争などで構造的な変化を起こしている。町内の現状を見ても相当厳しい現状の中、関係者から私が一般質問に立った議会だよりを見て、ぜひこの制定を促進してくれと商工会関係者からも話が出ています。そこで、この制度についての調査研究はどのようにされているのか、まずお尋ねをいたします。

大きい3点として、災害時緊急避難場所の提携をと。利根川の南に位置し、水害が危惧されるため、斎田区と田中建設が避難所使用協定の調印をしたと報道されています。民間などの協力を得た災害時の緊急避難場所の確保が必要ではないか。災害時の緊急避難場所とは、指定避難場所が災害の危険性があり、避難した住民が災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在したり、災害により自宅に戻れな

くなった住民が一時的に滞在することを目的とした施設であります。一方、災害時の緊急避難場所は、堅牢な建物や施設、高台など一時的避難場所になるものであります。民間施設とも協定というのですか、お願いをしていくと。ハザードマップが配られて、あれを見た上陽地区の住民の皆さんから、もし上陽小学校まで逃げるのはちょっと遠過ぎると。近くにでっかい建物があるので、あそこに何とか話をつけてというような、具体的な名前については言いませんけれども、そういった協定をする、全町的に促進をする、一時的に避難をできる場所でしたらどうかと。

大きい4点目は、余裕教室を利用した放課後児童クラブの推進をと。玉小の余裕教室を活用した放課後児童クラブが整備され、大好評です。他の小学校でも余裕教室を利用した放課後児童クラブの推進をと。今後児童数の増加や余裕教室のない場合の対応はどうなっているのか。

以上、第1回目の質問といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 宇津木治宣議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、リサイクルの推進、ごみの減量化についてお答えいたします。玉村町では、スチール缶、アルミ缶、鉄類、アルミなどの非鉄金属類、古紙類、ペットボトル、食品発泡トレイ、家電製品類を資源物として直接売却しております。また、きれいな古着類やバッグなどのほか、自転車、再利用可能な家電や楽器はリユース品として売却しております。破碎などの中間処理が必要なガラス瓶、乾電池、充電電池、蛍光管、ガラス、陶磁器くず、枝木、木製家具等と一部の焼却灰につきましては資源化を委託し、リサイクルしております。これらの取り組みにより、平成29年度の資源化量は1,556トンとなりました。

地域における3R、リデュース、リユース、リサイクルの現状については、子供会が行う集団回収や各区や地域の団体が行う拠点回収により、平成29年度には古紙や古着、缶などが777トンリサイクルされました。町では、集団回収や拠点回収実施団体へ資源物の回収重量1キログラム当たり4円の補助金を交付して、地域におけるリサイクル活動と団体の育成を支援しております。

環境教育啓発活動については、町内小学校4年生がクリーンセンターを見学して、玉村町のごみ処理の現状やごみの分別などを学習しております。また、5月の最終日曜日に実施しているクリーンセンター見学会においても、多くの町民にごみ処理の現状とリサイクルの重要性をお知らせしております。今後も広く住民にごみ減量やリサイクルを呼びかけるため、広報やホームページ等を活用し、積極的に情報発信を行ってまいります。

古着、古布類のリサイクルにつきましては、平成29年度より資源物としてごみステーションからの収集を行っております。また、役場のほか公共施設7カ所、保育所5カ所に回収ボックスを設置し、拠点回収も行っております。また、地区で行っている雑古紙拠点回収でも古着、古布を回収していただいております。雑古紙拠点回収は、現在20地区27カ所で実施しております。未実施地区に対し

ては、区長、衛生支部長に依頼し、全地区での実施を目指しており、資源回収の促進では子供会や長寿会などの各種団体にもご協力をいただいております。

増加が予想される外国人労働者のごみ問題対応につきましては、9月中にごみと資源の出し方、分け方チラシの英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語の4カ国語のものを作成し、外国人を雇用する企業やアパートの所有者等を通じて配布いたします。チラシのほかにスマートフォンに対応した4カ国語のごみ出しアプリを導入し、ごみ出しのトラブルを防ぐための取り組みを実施いたします。

ルール違反のごみにつきましては、収集しない理由を記入したシールをごみ袋に張り、捨てた人への注意喚起を行います。収集されなかったごみは一定期間の後に収集しております。ただし、状況に応じて早期の収集や衛生支部等によるごみの持ち込みも受け入れております。

廃棄物減量等推進員につきましては、保健衛生支部長が兼任しており、衛生支部長会議において廃棄物減量施策についても協議しております。

次に、小規模企業振興条例の策定についてお答えいたします。小規模企業振興条例につきましては、中小企業振興の基本理念及び施策、自治体、中小企業及び大企業、経済団体、金融機関等の役割と責務などを規定した条例であると認識しており、群馬県内の策定状況につきましては、県内にある35市町村の中では市が6、町が8、村が3で、合計17の自治体が策定している状況です。玉村町の近隣では、前橋市のみが策定しており、隣の県である埼玉県上里町や本庄市も策定していないようであります。

昨年の12月議会において、小規模企業振興条例につきましては周辺自治体の動向及び条例制定による中小企業振興の効果などを注視しながら研究してまいりたいと答弁いたしました。周辺自治体の動向につきましては、その後新たな条例を制定した自治体はなく、また中小企業振興の効果につきましては、近年に条例を策定した自治体に状況を確認したところ、条例策定を機に始まった事業等はまだまだないとのことであり、検討段階にあるとのことでありました。今後も引き続き周辺自治体等の動向を注視し、小規模企業振興条例の策定につきましては判断してまいりたいと考えております。

なお、町としては、宇津木議員のお話のとおり、小規模企業等に対して商工会や金融機関などと連携してさまざまな補助や融資を行い、配慮してまいりたいと思います。

次に、災害時緊急避難場所の確保についてお答えいたします。近年、我が国では地震、水害等の自然災害が激甚化し、頻発しております。このような事態に備え、玉村町では災害から一時的に難を逃れるための緊急時の避難場所である災害時指定緊急避難場所及び災害時に一定期間滞在するための指定避難所を町内に合計28カ所設置しております。民間の協力を得て災害時の緊急避難場所を確保することにつきましては、地域住民の逃げおくれゼロのために大変有効なことと思っております。

しかしながら、民間施設を災害時の避難場所として利用するには、建物や立地が適当であるか、夜間や休日等の管理者が不在のときの対応や管理及び運営、責任等の課題もございます。また、民間施設管理者の協力の範囲もいろいろあると思っておりますので、一律の基準での避難場所指定は現時点では難

しいと考えます。このため平日昼間等に緊急的な避難者の受け入れをしていただける民間施設の調査研究を行いたいと考えています。

次に、余裕教室を利用した放課後児童クラブの推進についてお答えいたします。玉村小学校の余裕教室を利用した放課後児童クラブにつきまして、大好評という高い評価をいただき、ありがとうございます。玉村小学校内の放課後児童クラブは、町にとって初めての取り組みですが、利用する児童には安全で利用しやすく、校庭や体育館などの広い学校施設を使用でき、より快適な放課後児童クラブになっていると思います。

宇津木議員より、他の小学校においても余裕教室を利用した放課後児童クラブの推進をとということではありますが、町では平成30年1月に放課後子どもたまむらプラン行動計画、平成31年2月に玉村町放課後児童クラブ余裕教室等活用基本方針を策定し、各小学校の余裕教室を利用した放課後児童クラブの運営のための計画や方針を策定してまいりました。今年度につきましては、芝根小学校の余裕教室2教室の改修を行い、来年度からの開設を目指して業務を進めております。余裕教室のある南小学校についても、小学校との協議を進めてまいりたいと考えております。

文化センター周辺区画整理事業で児童の増加が予想される中央小学校につきましては、余裕教室ができるまでの間は現在の中央児童館、にしきの保育園の放課後児童クラブで受け入れを行う予定ですが、待機児童が発生するような場合には、小学校敷地内に独立した専用施設の整備を行う予定であります。余裕教室のない上陽小学校につきましても、現在の上陽児童館、にしきの保育園の放課後児童クラブで受け入れを行い、待機児童が発生するような場合には小学校敷地内に独立した専用施設の整備を行う予定であります。

宇津木議員のおっしゃるとおり、今後も各小学校と連携をとりながら、余裕教室等を利用した放課後児童クラブの推進を行い、利用する児童にとって安全で利用しやすい放課後児童クラブの運営に取り組んでまいりたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 続いて、自席から質問を続けさせていただきます。

平成29年の9月に第8期玉村町分別収集計画というのをつくって、私もネットで調べたらヒットしたので、読ませていただきましたけれども、分別収集についてさまざまな努力をするということのようなのですけれども、資源売却、資源化委託、具体的には資源として例えば空き缶とか瓶とか、そういうのは売れると。それから、粉々にして再利用すると、資源化委託ということなのですから、具体的にはどのようなものがどんなような感じになっているのか、お尋ねいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

資源化委託といいますと、通常ですと中間処理をしてリサイクルできるものにしていただくのを資源化委託、資源売却となりますと、主に缶、スチール缶、アルミ缶、そういった有価物、あとは新聞です。新聞、古紙類、ペットボトルも今のところまだ有価で取引されておりますので、それもそういった形で売却のほうをしております。ただ、どうしてもそのままの状態ではリサイクルができないもの、例えば乾電池であるとか、ウム・ヴェルト・ジャパンに委託している蛍光灯であるとか、そういったものはそのままでは資源化はできませんので、破碎をして、無害化をして、なおかつ選別して、売れるものはリサイクルをする。使えないようなものがあつた場合には最終処分をしていただくというところで、そのほうを委託しているというような流れになっております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） たまたま地方議会人の5月号でごみのことを半分ぐらい使って特集しているのです。それで、いろんなところの市町村のごみの扱い方とか、要するにリユース、リデュース、そういう経験を書いているので、私が一般質問を書いているときはこれをまだ見ていなかったのですけれども、あれということで。

それから、クリーンセンターの解放に行つてまいりました。現状をよく見てきたので、あれなのですけれども、そこでやっぱり地域におけるリデュース、リユース、リサイクル、これのやっぱり啓蒙活動というのに力を入れていく必要があるのではないかなというふうに思うわけなのですけれども、その辺の取り組みについてはどのようなことをお考えなのか、お尋ねいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 地域における3Rということでございますけれども、まず今主にやられているものはリサイクルがメインになります。リユースといいますと再利用という形なので、そのものをそのままの形でもう一度誰か別の人に使っていただくというような、古着であるとか、家具であるとか、そういったものがリユースに当たるわけなのですけれども、今地域で取り組んでいるのはほとんどがリサイクルという形になります。その中で地域でやられているのは、まずは以前からあります子供会の集団回収と、平成21年度からだと思いましたがけれども、取り組んでおります、地区における雑古紙の拠点回収事業、この2点ということになってくると思えます。

子供会のほうにつきましては、議員皆さんもご存じのとおり、どうしても少子化であるとか、あとは保護者の方がなかなかそちらの活動に取り組めないというようなことで、まずは子供会が廃止になったりとか、集団回収の回数が少なくなったりということが近年どんどん加速化をしていっております。それを補完する意味で、拠点回収事業にも取り組んでくださいということで毎回区長会でありまるとか衛生支部長の会議であるとか、そういったところにお話をしております、今現在20地区

27カ所ですか、そちらの数の拠点があるということでございます。こちらについても引き続きお願いをしていきまして、何とか全地区というふうには考えておるのですが、なかなか公民館の土地が狭いであるとか、そういった理由で近年なかなか取り組みをしていただけたところが少なくはなっております。ただ、こちらについては粘り強く区長さんなり衛生支部長さんなりに働きかけていきまして、少しでも拠点をふやしていただけるように考えております。

あとは、平成29年度から古着の回収とかもしておりますし、古紙類のほうも回収しておりますので、そういったことをどんどんPRしていきながら、燃えるごみのほうを減らしていただけて、リサイクルのほうに回していただくという、そういったことを住民の方には協力をしていただきたく、広報、ホームページ等でPRをしていきたいなというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） そこで、教育長にお尋ねいたしたいのですが、学校での環境教育、要するにごみの分別とか、そういう子供のうちからそういう関心を持つのは非常に大事だと思うのですが、どのような取り組みをなさっておられるのか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 学校のほうでは、いわゆる環境教育につきましては例えば総合的な学習の時間の中でそれを取り上げる、あるいは生徒会とかが中心となって、あるいは児童会が中心となって空き缶の回収であるとか、あるいはプルタブ集めであるとか、ペットボトルのキャップ集めであるとか、そういう身近なところから環境というものに関心が向くような取り組みを進めているところです。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） それから、要するに分別収集に対してのやり方というか、それも相当詳しくいろんな資料が各家庭に配られているので、それを見れば当然わかってもらえるようなことなのですが、現実には分別、缶も瓶も何も一緒とか、そういうのが出てきてしまって、分別されていませんと紙を張って、そこに山になっているのです。それで、昨年ですか、夏1カ月ぐらい、2カ月近く私の近くの分別収集は全部瓶と缶を分けて、それでうちへ持って帰って、いつもその収集場所に放置されないと。そうすると、なかなか捨てにくいので、1つ山になると、その隣にまた置いていってしまうと。それで、あっという間に。だから、この分別収集についての啓蒙啓発活動というのはやっぱりもっと力を入れていく必要があるのではないかと思うのですが、その辺の取り組みについてはどんなことでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 宇津木議員におかれましては、近くのステーションのマナー違反のごみの注意とかをしていただいているということで、本当にありがとうございます。

地区のごみステーションにつきましては、衛生支部長さんに管理のほうを委託しているわけですが、きれいになっているところはきれいにいつでもなっていると。ただ、汚いところは毎回汚いというところで、支部長さんによっては毎回ごみの収集日に朝行っておみを分別をするとか、捨てに来た人の注意をするとかということで、そういった取り組みを粘り強くやっていただくことで、実際きれいになったというステーションの例も支部長さんのほうから聞かせていただいております。ただ、一番もちろんいいのは町のルールどおりにごみのほうを分別して出していただければ、町は問題なくそちらの収集をするわけですが、こちらなかなかマナーのほうを守っていただけないという人が依然として多い。分別収集というものはもう何十年もやっていることですので、普通であればどんな方でも燃えないごみと燃えるごみを分けるというのは常識として承知しているはずなのですが、承知しながらやるということは、やはりどうしてもマナーとか、モラルとか、そういったものに訴えていくしかないのですが、そちらはそんなやり方では手ぬるいのだと言われてしまうかもわからないのですが、町としてできるのは本当にごみの分け方、出し方を毎戸に配布し、なおかつホームページ、広報等でPRをしながら、新しい取り組みとして3Rというごみ出しのアプリのほうも導入をしましたので、こちらのほうをどんどんPRしていきながら、きょうは燃えるごみの日です、きょうは燃えないごみの日ですというのを、その朝、通知のほうをそのアプリはしますので、そういったものを活用しながら、少しでもきれいなステーションを維持していきたいなというふうに考えております。

また、外国籍の方が今後どんどんふえてきます。外国の方だからということで差別をするわけではないのですが、比較的短期の方はごみの出し方がわからないままごみを出していらっしゃる方は多いと思いますので、今後外国語版のごみの分け方、出し方、あとは外国語版の3Rを導入しまして、少しでもそういった方もごみの出し方をわかっていただいて、地域に溶け込んでいただけるようにしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） これから外国人がもっとどんどんふえてくるという傾向にあると思うのです。お国柄というのがありますから、自分の国ではそういう分別というのは余りやっていなかったということもあるでしょう。私のうちの前も外国人の人が通るのでありますが、みんないい人なのです。個人的には。野菜をつくっていると見ているので、これ持って行って食べないかいと言ったら、いただきますなんて。だから、外国人の人が全て悪い人とかそういう意味ではなくて、やっぱり国の違いのルールの違いというのがありますから。

ある私の知っている会社の経営者の人は、やっぱり十何人か使っているのだけれども、来たらばま

ず最初にごみの分別については徹底的に教えると。絶対に地域に迷惑をかけないということなので、やっぱりその外国人と一番接するのは雇用主だと思うので、その辺の分別収集についての雇用主に対しての働きかけというのは強めていったほうがいいのではないかと思います。その辺についてはいかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 宇津木議員のおっしゃられるとおり、まずはそういった雇用主、町内の企業であるとか、あとはまたそういった外国の方が多く住むアパートの管理人、管理者の方を通じて、まずはこういったものがありますということで外国語版のものをお渡しして、特に地域の方とのトラブルがあると、もちろんそういった方も外国の方が実際いづらくなってしまうという部分もあるでしょうし、企業のほうも地域とのトラブルということもありますので、まずはその地域のそういった雇用主の方を通して、そういった外国語版のごみの出し方のほうのPRをさせていただいて、仮にどういうふうに分けたらいいのだからよくわからないのだというようなご質問があれば、我々外国語わかりませんが、例えば国際交流協会の日本語とそちらの外国語のわかるような方等と、例えばですけれども、そちらの企業のほうに行き、ごみの出し方の講習会、昨年度ですか、国際交流協会のほうで実際ごみの分け方と、あと交通の自転車の乗り方のマナーの研修とかもやったりもしましたので、そういったものを企業のほうからご希望があれば行って研修するとかということも1つの方法ではないかなと思います。いずれにしても、そういった企業の方、あとはアパートの管理者の方等と今後連携していく必要があるなと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 玉村町分別収集計画には、この12番に自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、廃棄物減量等推進員制度の導入を検討すると、この計画ではそうなっているのですけれども、要するに今の答弁ですと、衛生支部長さんがそれを兼任していると。衛生支部長さんも忙しい人もいますし、地域であそこのごみ出しの日に立っていて、ずっと見ているときもあるのです。私も行って立って見ているのですけれども、何の資格があって俺らに言うのだと言わんばかりの顔をする人もいます。

それで、私はこの廃棄物減量等推進員制度というのは、何か別な人たちが、だからうんと早く言えば、私なんか腕章か何かでもつけてくれれば、いや、この仕事でごみの減量化なのだからと言えると思うのですけれども、全然言うことを聞く気配がない人も、何言っているのだとかと威張ってしまうものもいます。だから、その中で何かそういう関心のある人も地域にはいるので、バッジとか腕章とかそういうのを配って、それとなくこういうことをお願いしますよと言える立場を明確にするような仕組みというのはとれないものでしょうか、お尋ねします。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） その廃棄物減量等推進員、今現在は衛生支部長さんが兼ねていただいているということではありません。

ただ、地域の中でやはり美化運動を積極的にやられていて、毎回ごみのステーションの掃除をしていただいているというような方も現実いらっしゃるしまして、そちらの方は表彰等をさせていただいているわけですが、また衛生支部長さん、区長さんからそういったごみのステーションの管理をボランティア的にやっていただいている人がいますよとか、やりたい人がいますというようなことをお話いただければ、もちろんそういった衛生支部長さんに配っている帽子であるとか、そういったものはもちろん無償でお出しさせていただいて、地区のほうで活躍をしていただきたいなというふうに思っておりますので、もしもそういった方がいらっしゃったら、ご紹介いただければ本当にありがたいなというふうに思っております。もし宇津木議員がそういったことでご協力いただけるのであれば、もうすぐにそういったグッズのほうはお出しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 確かにごみの置き場のところでこうやって見ているのですけれども、何かどの立場で言っているのかと、むくれてくる人もいるのです。だから、そのときに、いや、こういうのでボランティアでごみ減量化推進員になってやっているのです、協力をお願いしますというふうな町民的運動というのも少し考えていけば、もうちょっとごみの分別も進められるのではないかと。ごみの問題についてはそこまでにします。

次に、小規模企業振興条例の制定ということで、先ほどの答弁ではなかなか制定したところも成果が余り上がっていないよなんて話を今されたのですけれども、実は私が一般質問しましたらば、商工会関係の人から、ライオンズとかいろんなところで会うので、いや、よく言ってくれたと。小規模事業者が後継者不足から産業構造の転換で、非常に小規模な事業者が苦しんでいるというような現実はおわかりいただけると思うのです。条例ができたから何が急にということではないけれども、私にとってみれば、町が小規模企業のそれについても十分関心を払っているという姿勢を示す意味でも、これを何とか研究して進めることはできないのか。町長、その辺についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。答弁では大分後ろ向きのように感じましたけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 小規模企業の方々が果たす役割、特にこの商工業において玉村町の小規模企業の方が果たす役割は大変大きいと思っておりますし、そういう方が頑張っていただかないと、町の特に商

業等は大変衰退していくというふう実感としてあるわけでございます。

玉村町の場合に、どういうふう商業を育てていくかということで悩むところでございますけれども、やはり中心でやっております商工会、あるいは工業部会等の考え方がどういうふう町の商工業を伸ばしていくのかということで、方向性をつけていただくということもひとつ大変大切だろうと思っております。と申しますのは、やはり各企業の継承の問題とか、あるいは玉村町だけではなく、近隣の市町の状況等を考慮したときに、果たしてどういう方向性がいいのかということは、なかなか当事者と、そして町と商工会との意見が合わないとなかなかうまくいかないというふうに思っております。

先ほど来宇津木議員から出されております小規模事業者の振興条例というのは、この理念条例に近い考え方の条例ということでありますので、大いに結構なことだとは思いますが、現在この以前にもお話しましたように、小口資金や、あるいは創業者融資、利子補給等、この町で行っている支援というものもあるわけありますので、その辺で今後何が大切なのかということを検討した上で、この問題に取り組みたいというふうに思っております、そのようなことで近隣の状況等を考えますと、今すぐにこの玉村町でこれを制定することが、果たしてこの町の商工業の発展に重要かどうかということで、いまひとつ検討させていただきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） この条例は、理念条例という部分もあります。気持ちをあらわしているという条例で。私も30年間近く持ち帰りのお弁当の商売をやっていたので、よく考えてみると、行政のほうから何か応援をいただいた記憶がないのです。税金はしっかり取られましたけれども。だから、我々のそういう商店、中小企業というのは、町は余り向いていないのかなという感じを、寂しい思いをしているわけですが、やっぱりそういう理念条例であっても、中小企業のことを考えているよという姿勢をやっぱりとっていくべきではないかということで、引き続きぜひ検討を進めていただきたいことをお願いいたします。

次に、3番目の災害時の緊急避難場所の提携をということで、何か田中建設と斎田区が結んだということで、この総合ハザードマップが配られて、これを見た住民の方から、例えばこのぼちぼちとなっているところが家屋が全部流失というのだ、区域が。三友さんちのすぐ隣まで。それで、これを見た住民の方から、避難所は上陽小学校となっているのだけれども、水がばあつと来たときに緊急避難でとにかく命だけ助かるということ、最近も東京のほうで地下街とか、いろいろなところで水が氾濫したことが出ているのですけれども、垂直、高いところに逃げるとか、低い地下街からは表へ出るとか、ふだんから緊急的に身を守るという必要があつて、3時間もすれば水はとりあえず引けるというか、動きが出るから、瞬時に。具体的な施設を言っはいいのかどうかあれだけれども、森下の人たちはあそこに食肉学校があるのです。あれを大分気にしているのです。あそこは4階建てなので。

だから、森下の人たちだけでもぱっと逃げるとか、老人センターはあそこは水没4メートルのところだから、あそこに逃げてもだめだから。結局瞬時にぱっと逃げる。こんなキャサリン台風の倍のような災害がそうしょっちゅう起こるということではないと思うのですけれども、いざの場合の安心を獲得するという意味で、やっぱりどこかいろんなところで堅牢な建物とか高台とか、いろいろなそういうものをあらかじめよく見て、いざの場合の備えとして、緊急避難場所として利用させていただきたいという調査とか研究とか何かもやっぱり進めるべきではないかと思う。

先ほど夜間の問題とか、鍵がどうのというのもありましたけれども、東京なんかの場合はもう相当そういうことでいろいろ研究が進んでいるようです。高層ビルが多いですから。だから、逃げられるのですけれども、玉村の場合は上陽のことを考えても、小学校か。あとは、だから高い建物というのは余りないのです。そういう意味では、そういうところと研究をして、何とか協定をして、心の休みにするということが必要なのだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 特に洪水のときに逃げる場所が複数あるということは、確かに住民の方の安全にもつながると思います。

しかしながら、なかなか民間の企業となりますと、そちらの企業の方の協力がどうしても必要になります。また、その企業の従業員の方も災害が起こった場合には被災者、被害がなかったとしても一応災害をこうむっているという状況の中で、そのような皆さんもどこかに逃げなくてはいけないということもありますので、なかなか一般の企業の方、よっぽど田中建設みたいに土着で町に協力してあげてもよろしいですよというような、そういった会社の方がどんどん協力してくれれば、そういった場所をふやすことも今後可能になってくるのかなとは思いますが。

ただ、どうしても最近の国の考え方、いろいろ激甚災害が起こって、逃げおくれで被災して、命を落とす方も多数いらっしゃる中で、今後そちらの避難所の情報も5段階の数値、1から5までのそういったレベルの伝達方法になるということに決定しておりますので、まずは町のほうも早目にそういった情報を出して、住民の方もまずは町が例えば避難勧告レベル4が出る前の3の段階で、もう例えばお知り合いのところへ避難するとか、そういった常日ごろから自分の身を自分で守るというような、そういった心構えをしておいていただいて、避難所に今行くのではなくて、自分で避難する場所を事前に探しておくというのも、命を守るという部分で逃げおくれゼロにもつながりますので、そういったことをまずは大前提に考えていただいて、その後に避難場所にそういった先がなければ避難場所を使っただけとか、そういったことでまずは自助というものを念頭に置いて、常日ごろから生活してほしいというようなことは、いろいろな場面で私どもも話しております。研修であるとか、講話の場面とかというところでもそういったお願いをしているところでもあります。責任を回避するとか、そういうつもりはないのですけれども、まずは自分の命は自分で守る。そういったことを常日ごろ心が

けていただきたいなというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 昨今の気象情報というのはかなり正確で、どこどこへ何ミリの雨が降ったからどこが危険だというのは常時わかるような、携帯電話もありますし、メールもありますし。だから、もしもの場合はあそこへ逃げるのだということをやっぱり逃げおくれゼロということでもふだんから、町としてもそういうことをある程度念頭に置いたやり方というのを考えていく。上陽地区では、洪水の場合の避難場所は2つしかないのです。上陽小学校と第3保育所なのです。第3保育所は平家ですからどうなのかなというような感じがすると、では上陽小学校にみんな集まるのかなということで、ちょっと不安が増すということなので、その辺これからの課題ということで研究をしていただくように提言をしておきます。

次に、余裕教室を利用した放課後児童クラブの推進をということなので、先日玉小の放課後児童クラブ、拝見をさせていただきました。これはいいなと思って、では早速ほかの小学校でもということ、今芝根小学校では具体的な計画があるということで、南小も何とかかなりそうなのですか。その辺はどうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 南小学校についても余裕教室がございますので、協議を進めているところですが、適切な場所が確保できるかどうかというところで今後協議を進めていきたいと考えているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 子供の数の、児童生徒の地域的なばらつきがあるようです。

芝根は平成19年からもうがあつと児童数が減ってきているみたいです。上陽はほとんど横ばいで、今上から3番目になっている。それから、中央小学校区域では当然ばつとふえると思うのです。200戸の住宅ができますから。そういうことをすると、この放課後児童クラブ余裕教室等活用基本方針と、これは31年の2月につくった資料のようですが、これを見ますと、各学校当たりの対応方針というか、あるわけですが、例えば中央小の場合は待機児童なしの場合は小学校にあきが出るまで引き続き児童館等で継続します。待機児童があつた場合は、小学校敷地内に独立した専用施設の整備を行いますということで、これ括弧して上陽小学校というふうになっているのですけれども、この辺の仕組みというのは具体的には。だから、行く行くは全部の学校に何とかするということの前提の計画なのではないでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 現在の児童数の見込みですけれども、宇津木議員がおっしゃるとおり、中央小学校区のみ増加傾向にありまして、その他は横ばいまたは微減という状況です。今後余裕教室があいたところについては、積極的にその余裕教室へ移していく予定でありますけれども、もし余裕教室がないような場合には余裕教室には移せませんので、待機児童が出る場合には中央小学校区、出る見込みが将来的にはありますので、その場合には敷地内に持っていきましょうと。上陽小学校区については待機児童は出ない。なおかつ距離が非常に近いということですので、上陽児童館の老朽化が進んでくるようなことがあれば、将来的には学校敷地内に移すことが望ましいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 全体的に児童生徒数が減少傾向か、及び横ばいということなのですけれども、これはここには平成27年度の児童生徒園児数及び学級数と、27年から、これホームページから出たのですけれども、31年の学級数が出ているのですけれども、もう子供が減っているのです。この辺の見通しについては、結局上陽小学校は無理かな、放課後児童クラブは。どうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 上陽小学校区については、現在92名の放課後児童クラブ利用者があるわけです。町内では中央児童館、これが99名で目いっぱい入っていますので、次にいっぱい入っているような状況です。ただ、今後児童数が上陽小学校区については減ってくるという予想ですので、ただ母親の就業率が上昇するところを総合的に見ても、上陽小学校はこれ以上ふえないのではないかなと考えております。ただ、学校から近い児童クラブですので、やや面積は少ないですけれども、将来的には学校敷地内が望ましいと考えておりますが、順番とすると申しわけありませんが、一番最後になってしまうかなと考えております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 玉小の放課後児童クラブを見ましたら、これはいいなということで、当然広げられるところは広げてということで、南小、芝根小と3カ所は何とかかなりそうな気配なので、あと2つだから。中央小の場合は、多分文化センター周辺の開発で人口はふえるかもしれない。上陽小は横ばい、あるいは減るかもということなのだけれども、いずれにしてもその辺をしっかりと見きわめて、方法を、研究を今後続けていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

---

◇

○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、あす6日木曜日は午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後3時38分散会